

門真市の子どもの生活実態に関する支援機関調査
報告書

平成 29 年 3 月

公立大学法人 大阪府立大学

目 次

第1章 調査概要	1
第2章 分析結果	3
1. 園・学校	3
2. 行政の関係機関	17
3. 地域支援機関	36
第3章 まとめと考察	42
資 料	48

第1章 調査概要

1. 調査の目的

経済的困窮をはじめさまざまな困難を抱える子どもや家庭に対して支援を行っている機関を対象に調査を行い、それぞれの機関が取り組んでいる内容や把握しているニーズを聞きとる。それを通して、各支援機関の課題、支援を必要とする子どもやその家族に対する課題、連携体制に関する課題を明らかにする。

2. 調査方法

門真市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、子どもの福祉に関わる行政の関係機関、および地域の民間の支援機関を対象に、アンケート調査およびインタビュー調査を実施。

3. 調査内容

アンケート調査の質問票、およびインタビューガイドは報告書の末尾に添付する。

4. 調査対象機関

【園・学校】

保育園 2 件、幼稚園 2 件

市立小学校 2 件、市立中学校 2 件

【行政の関係機関】

健康増進課

子育て支援課

ケースワーカー・子どもの健全育成相談員（保護課）

こども悩み相談サポートセンター

生涯学習課

こども発達支援センター

Kadoma 塾

適応指導教室「かがやき」

民生委員・児童委員 6 件

【地域支援機関】

3 機関

5. 調査実施日

平成 28 年 7 月～9 月

6. アンケート配付・回収率（数）

表 1-1 アンケートの回収状況

種類	回収率(%)	回収数	配付数
保育園・幼稚園	75	3	4
市立小学校・中学校	50	2	4
行政の関係機関	47	7	15
地域支援機関	75	3	4

注) 行政の関係機関のうち、保護課に関してはケースワーカーおよび子どもの健全育成相談員それぞれに調査票を配付した。地域支援機関 3 機関のうち 1 機関に関しては、その機関に所属する支援者 2 名に調査票を配付した。

7. 研究体制

担当者 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科
 教授 山野 則子
 研究員 野々村 真希

研究補助者 大阪府立大学大学院 人間社会学研究科
 博士後期課程 荷出翠
 博士前期課程 酒井滋子
 博士前期課程 石垣慧

大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類
 鈴木建太郎
 安井香予
 西浦祐樹

日本福祉大学 社会福祉学専攻
 修士課程 岡本周佳

第2章 分析結果

本報告書では、経済的困窮をはじめとしたさまざまな困難を抱える子どもや家庭（以下、「支援の必要な子ども・家庭」とする）に対して支援を行っている方々に、アンケート調査およびインタビュー調査を実施した。本章では、それら調査により把握された情報に基づき、対象者別に、主に「支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有等の仕組み」「子ども・家庭に対し実施している支援の実態」「他の支援機関との連携の実態」という3つの観点から分析を行っている。また、子どもの貧困は、①生活に必要な資源の欠如（現金やサービス、住宅、医療など含む）、②ソーシャル・キャピタル（social capital）の欠如（つながりの欠如、近隣・友人との関係性の欠如、学校・労働市場への不参加）に焦点を当てることが必要であり、さらに近年の子どもや若者の貧困研究においては、③ヒューマン・キャピタル（human capital）の欠如（低い教育レベル＞低い雇用可能性＞自身の能力を労働力（稼働）に転換する能力の欠如）にも焦点を当てることが必要とされている（Child Poverty Action Group）（※<http://www.cpa.org.uk/content/what-is-poverty>）。したがって、この3点にも着目して分析を行っている。

分析は調査にて回答してくださった方の発言を基に行ったため、以下に示す分析結果は、平成28年7月～9月時点で調査対象者が把握していた内容であることに留意が必要である。すなわち、その時点で調査回答者が把握していなかった取り組みや、その後新たに行われるようになった取り組みについては、分析の対象外となる。「〇〇が多い」などの分析結果も、調査回答者の認識であり、必ずしも統計的な裏付けがされているわけではない。また、インタビュー調査は限られた時間の中での調査であったため、各機関の取り組みの内容を必ずしも網羅して聞き取れたわけではないことにも留意が必要である。

1. 園・学校

1) 支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有等の仕組み

(1) 保育園・幼稚園

① 支援の必要な可能性のある子ども・家庭の発見方法

いずれの園も職員が子どもの様子・送迎時の保護者の様子から、支援の必要な可能性のある子ども・家庭を発見している。またD幼稚園は不登園の家庭には注意を払い、定期的に電話をかけたり家庭訪問を行ったりしてさらに情報をキャッチするようにしている。A保育園やB幼稚園は、要保護児童連絡調整会議で他機関と子ども・家庭について情報を共有している。

② 要支援子ども・家庭に関する情報共有の仕組み

A保育園は、担任が子ども・家庭について情報をキャッチした場合は随時園長に報告するようしており、緊急の場合には、毎日行われている職員ミーティングで簡単に情報共有するようになっている。また月1回の園内ケース会議で気になる子どもについて話し合いをしている。この園内ケース会議では議事録を作り、ケース会議に出席していない非正規職員も情報共有できるようにしている。

B幼稚園は、支援の必要な可能性のある子どもを発見した場合には、来園しているキンダーカウンセラーに相談するようにしている。C保育園は、子どもやその家族に気になる様子がある場合は随時開催の園内ケース会議で話し合っている。

(2) 小学校・中学校

① 支援の必要な可能性のある子ども・家庭の発見方法

小学校・中学校は、担任等が支援の必要な可能性のある子ども・家庭を発見しているほか、E 小学校では、学力が低いなどで気になる学年に対してスクールソーシャルワーカー（以下、「SSWer」とする）がスクリーニングを行い、支援の必要な可能性のある子どもの洗い出しを行っている。また F 小学校は、民生委員・児童委員との定期的な話し合いで子どもや家庭に関する情報を共有している。H 中学校は、保護課の子どもの健全育成相談員と子どもや家庭について情報を共有している。

② 支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有の仕組み

E 小学校では、SSWer が随時ケース会議を呼びかけ、支援の必要な子どもについての情報共有と支援方法の検討を行っている。また SSWer がスクールカウンセラー（以下、「SC」とする）や学校からの情報をまとめてデータ化・シート作成をしているとのことである。G 中学校では要保護児童について学校教育課に報告するために、担任が毎月報告書を作成している。

2) 子ども・家庭に対し実施している支援の実態

(1) 保育園・幼稚園

保育園・幼稚園が子ども・家庭に対し実施している支援の内容を表 2-1 に示す。ただし、インタビュー調査において調査対象者から紹介があったものの、実施が法律によって義務化されている支援、いずれの機関でも実施されていると思われる支援（家庭訪問など）は除外している。

子ども・家庭に対し何らかの支援を行っていることが確認されたのは 3 園である。本報告書では、現金・家事援助・場所・医療等の提供を「サービス」とし、保護者・子どもへの相談・カウンセリングは「相談」としているが、サービスを実施しているのは 3 園であり、相談を実施しているところは確認されなかった。サービスについてはさらに、経済的なサービス（現金・物品の提供）、ソーシャルキャピタルに関わるサービス、ヒューマンキャピタルに関わるサービスに分類しているが、それぞれ以下のようなサービスがあることが確認された。

【経済的なサービス】

経済的なサービスとしては、B 幼稚園が中古の制服を提供している。

【ソーシャルキャピタルに関わるサービス】

未就学児の保護者のソーシャルキャピタルに関わるサービスを実施しているところが 2 園（A 保育園、B 幼稚園）ある。具体的には、通訳の提供、交流機会の提供である。

【ヒューマンキャピタルに関わるサービス】

D 幼稚園が子どものヒューマンキャピタルに関わるサービスとして、子どもの送迎を行っている。

表 2-1 子ども・家庭に対し実施している支援の実態（保育園・幼稚園）

園名	支援の種類	支援対象 (注 1)	支援の形態 (注 2)	支援における工夫点 (注 3)
A 保育園	通訳の提供	未就学児の保護者	サービス	<S (親)> 参観や個人懇談の時には通訳を付けるようにしている。
B 幼稚園	交流機会の提供	未就学児の保護者	サービス	<S (親)> 年 11 回、土曜日午前中に園を開放し、講師によるリズム遊び、体操、体育遊び、無料のコンサートを実施している。
	用品の提供	未就学児	サービス	<経済> バザーにおいて使用済みの制服を提供している。
D 幼稚園	送迎	未就学児	サービス	<H (子)> 子どもを幼稚園へ連れて来ない親に対して、幼稚園が子どもを迎えに行ったり連れて帰ったりする場合もある。
	その他	未就学児の保護者	その他	幼稚園の集金に関して、母親に対して約束を守るように指導するなどによって、回収率が向上した。

- 注 1) 「支援対象」の欄には、本報告書の主な関心対象である「未就学児」、「就学児（就学児相当の子ども）」および「未就学児の保護者」「就学児（就学児相当の子ども）の保護者」のうち、当該支援がいずれに直接的に関わるのかを記載している。例えば、B 幼稚園の「用品の提供」は、間接的には世帯全体の支援になるが、直接的に関わるのは子ども（未就学児）であるので、「未就学児」と記載する。
- 注 2) 「支援の形態」の欄における見出し（＜＞表記）それぞれの意味は以下のとおりである。
「サービス」：現金・家事援助・場所・医療等の提供。
「相談」：相談、カウンセリング。
- 注 3) 「支援における工夫点」の欄における見出し（＜＞表記）それぞれの意味は以下のとおりである。
「S（子）」：その支援が子どものソーシャルキャピタルに関わる場合。[例] 子どもの居場所づくり、訪問型家庭教育、子ども自身の相談
「S（親）」：その支援が保護者のソーシャルキャピタルに関わる場合。[例] 保護者への就業支援、保護者の相談
「H（子）」：その支援が子どものヒューマンキャピタル（安全、健康、発育、学力等）に関わる場合。[例] 子どもの学習支援 ※相談内容が「子育て」「子どもの発達」などの場合、子どもの健康・安全につながると考えられるので、H（子）とする。
「H（親）」：その支援が保護者のヒューマンキャピタル（健康等）に関わる場合。※家事援助などは H（親）に含める。

(2) 小学校・中学校

小学校・中学校が子ども・家庭に対し実施している支援の内容を表 2-2 に示す。ただし、インタビュー調査において調査対象者から紹介があったものの、運営主体は学校ではない事業（生涯学習課が小学校・中学校で実施しているまなび舎など）や、実施が法律等で義務化されている支援、いずれの機関でも実施されていると思われる支援（家庭訪問など）は除外している。

サービスを実施しているのは 4 校であり、相談を実施しているところは 3 校である。具体的にはそれぞれ以下が確認された。

① サービス

【経済的なサービス】

経済的なサービスを実施しているところは 2 校（F 小学校、G 中学校）である。具体的には、朝食や制服の提供である。なお F 小学校は、朝食の提供は継続的にはできないとのことである。

【ソーシャルキャピタルに関わるサービス】

3 校（E 小学校、G 中学校、H 中学校）が子どものソーシャルキャピタルに関わるサービスを実施している。具体的には、日本語支援、学習支援、居場所提供、不登校支援である。

【ヒューマンキャピタルに関わるサービス】

2 校（E 小学校、H 中学校）が子どものヒューマンキャピタルに関わるサービスを実施している。具体的には、日本語支援、学習支援、読書活動である。

② 相談

2 校（E 小学校、H 中学校）は保護者からの相談、1 校（G 中学校）は就学児からの相談を受けている。なお本報告書では、相談事業は相談者が他者と関わる機会を提供するものであるため、すべてソーシャルキャピタルに関わる支援と捉えている。ただしその相談の内容から、経済的なことに関わる相談、ソーシャルキャピタルに関わる相談、ヒューマンキャピタルに関わる相談の 3 つに分類することができる。

【経済的なことに関わる相談】

2 校（E 小学校、H 中学校）は、就学児の経済的なことに関わる相談を受けている。具体的には、就学資金（就学援助や奨学金）に関する相談に対応している。

【ソーシャルキャピタルに関わる相談】

子どものソーシャルキャピタルに関わる相談として、G 中学校が不登校に関する子どもの相談を受けている。

【ヒューマンキャピタルに関わる相談】

ヒューマンキャピタルに関わる相談は確認されなかった。

表 2-2 子ども・家庭に対し実施している支援の実態（小学校・中学校）

学校名	支援の種類	支援対象	支援の形態	支援における工夫点
E 小学校	日本語支援	就学児	サービス	<S (子)・H (子)>外国にルーツを持つ子どもを対象とした日本語教室を行っている。日本語指導だけではなく、母語、母国文化も大事にできることを目標にしている。
	学習支援	就学児	サービス	<S (子)・H (子)>算数の学習支援を週 1 回 6 限・放課後に実施。
	読書活動	就学児	サービス	<H (子)>子どもが個々に目標を定めて読書する取り組み、読書日誌をつける取り組みを実施。 <H (子)>週 1 回放課後に図書館を開放している。
	就学支援	就学児、 その保護者	相談	<経済・S (親)>就学援助を受け取れる可能性のある家庭には声をかける。申請書の提出がなければ担任が家庭訪問をして書類提出を促す。書類の書き方も教える。
F 小学校	朝食の提供	就学児	サービス	<経済>朝食を食べていない子どもに、状況によって牛乳やお菓子などを提供することがある。ただし朝食の提供は継続的にはできない。
G 中学校	用品の提供	就学児	サービス	<経済>制服を卒業生から譲り受け、必要な子どもに提供している。
	居場所提供 不登校支援	就学児	サービス	<S (子)>教室へ行くことができない生徒を対象に、学習の場を提供している。
	不登校支援	就学児	相談	<S (子)>教室へ行くことができない生徒を対象に、相談室を設けている。
H 中学校	日本語支援 学習支援	就学児	サービス	<S (子)・H (子)>日本語教室を実施。日本語指導のほか、数学や英語も教える。
	就学支援	就学児、 その保護者	相談	<経済・S (親)>奨学金などの手続きができない保護者に対して、手続きに付き添うことがある。

注) 表 2-1 の注を参照のこと。

3) 他の支援機関との連携の実態

(1) 保育園・幼稚園

保育園・幼稚園における、他の支援機関との連携の実態を、表 2-3 に示す。また表 2-3 をまとめたものを表 2-4 に示す。

保育園・幼稚園とやりとりがある（数回限りのやりとりの場合は除く）ことが確認された機関は、健康増進課、中央子ども家庭センター、子育て支援課、保護課、こども発達支援センター、生涯学習課、障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、老人福祉センター、学校教育課、守口保健所、ファミリーサポート、保育園、小学校、中学校、支援学校、地域のボランティア、老人会、キンダーカウンセラーである。中でも、子育て支援課、健康増進課、中央子ども家庭センター、小学校とやりとりしている園が多い。

以下では、子どもの支援に関わる機関と園との定期的なやりとり、あるいは随時ではあるが高頻度でのやりとりを中心にみていく。

① 園と行政機関等とのやりとり

【i.「子育て支援課—園」間】

子育て支援課とやりとりのある 4 園のうち定期的なやりとりが確認されたのは D 幼稚園である。D 幼稚園は、2 か月に 1 回の児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討している（なお、この児童専門会議は市立幼稚園保育園園長会が参加しているとのことであり、市立保育園である A 保育園も参加している可能性はあるが、調査では確認されなかったため分析結果としては記載していない。児童専門会議については以下同様。）。

なお、子育て支援課とのやりとりに関して園が課題を感じていることも確認された。具体的には、人事異動や年度替わり時には子育て支援課（家庭児童相談センター）からの要保護児童に関する情報提供が遅れがちになる（A 保育園）、会議で現場レベルの話し合いができていない（B 幼稚園）、園児の退園の情報など、保育園の情報が子育て支援課に伝わっていない、子育て支援課からも情報が入ってこない（C 保育園）ということがあった。

【ii.「中央子ども家庭センター—園」間】

中央子ども家庭センターとやりとりのある3園のうち、定期的なやりとりが確認されたのはD幼稚園である。D幼稚園は、iでみた2か月に1回の児童専門会議で障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討している。

中央子ども家庭センターとのやりとりに関して、C保育園は、衣服が汚れているなど虐待かどうかははっきりしないケースは報告すべきかわからないと感じている。

【iii.「健康増進課—園」間】

健康増進課とやりとりのある3園のうち、定期的なやりとりが確認されたのはD幼稚園であり、iでみた児童専門会議で障がい児および発達に課題がある児童への支援体制をともに検討している。ただしA保育園は、健康増進課と随時ではあるが高頻度でやりとりしている。具体的には、母親に健康上の問題がある場合は健康増進課につないだり、乳幼児健診が未受診であることを共有したり、子どもの心身の発育・発達等について連絡を取り合ったりしている。

なお健康増進課とのやりとりに関して、A保育園は、個人情報保護の点から家庭に関する必要な情報が健康増進課から保育園に伝わってこないことがあると感じている。

【iv.「守口保健所—園」間】

守口保健所とやりとりがあるD幼稚園は、iでみた児童専門会議で定期的に障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討している。

【v.「こども発達支援センター—園」間】

こども発達支援センターとやりとりのある2園のうち、定期的なやりとりが確認されたのはD幼稚園のみであり、iでみた児童専門会議で障がい児および発達に課題がある児童への支援体制をともに検討している。

なおこども発達支援センターに対しては、巡回相談を私立幼稚園も依頼したいという要望が確認された。

【vi.「生涯学習課—園」間】

D幼稚園は、年3回定期的に開かれている保幼小中支援協議会で生涯学習課と関わりがある。

【vii.「障がい福祉課—障がい者基幹相談支援センター—学校教育課—園」間】

D幼稚園は、iでみた児童専門会議で、障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、学校教育課と、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討している。

② 園と学校、園同士のやりとり

【viii.「小学校—園」間】

いずれの園も小学校とやりとりがあり、そのうち3園（A保育園、B幼稚園、D幼稚園）は定期的なやりとりが確認された。具体的には、A保育園は幼小連携会議で小学校と情報共有している。B幼稚園は小学校で実施されている放課後児童クラブの事業委託を受けており、その中で小学校と定期的な関わりがあることが窺える。D幼稚園は、viでみた保幼小中支援協議会で小学校と定期的な情報共有、支援計画の検討を行っている。

なお、学校との連携に関しては、こども未来部に変わって以降、園長会や園長代理会などで幼稚園と学校教育課が直接会って話す機会が失われ、幼稚園が小学校・中学校と子どもや家庭について情報交換できなくなったという（D幼稚園）。

【ix.「中学校・支援学校—園」間、および園同士】

中学校・支援学校とのやりとり、および園同士でのやりとりが確認されたのはD幼稚園であり、iでみた児童専門会議で障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討している。

③ 園とその他機関とのやりとり

【x.「地域のボランティア、老人会—園」間】

D 幼稚園は、vi でみた保幼小中支援協議会で定期的に地域のボランティア、老人会と情報共有を行っている。

【xi.「キンダーカウンセラー—園」間】

B 幼稚園は、キンダーカウンセラーと随時ではあるが高頻度でやりとりしている。具体的には、来園しているキンダーカウンセラーに、気になる子どもについて担任等が相談したり、子どもの様子をみてもらったりしている。

表 2-3 他の支援機関との連携の実態（保育園・幼稚園）

園名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
A 保育園 (市立)	行政 機 関 等	健康増進課	随時（高頻度） ＜支援につなぐ＞母親に健康上の問題がある場合は健康増進課につなぐ。 ＜支援につなぐ＞乳幼児健診が未受診の人には、健診を受診するよう声をかける。 ＜支援につなぐ＞子どもの発達に課題がありそのような場合は健康増進課の保健師に様子をみてもらう。 ＜支援計画＞要保護のケース会議（注 4）で随時情報共有および各関係機関の方針を確認。 ＜情報共有＞子どもの心身の発育・発達等について健康増進課と連絡を取り合っている。	個人情報保護の点から、家庭に関する必要な情報が保育園に入っていないことがある。
		中央子ども家庭センター	随時 ＜支援につなぐ＞緊急性の高い虐待や命に関わる場合には中央子ども家庭センターにつなぐ。 ＜支援計画＞要保護のケース会議で情報共有および各関係機関の方針を確認。	
		子育て支援課	随時 ＜支援計画＞家庭児童相談センターの要保護のケース会議で情報共有および各関係機関の方針を確認。 ＜支援につなぐ＞不登校になった子どものいる保護者に家庭児童相談センターを紹介したことがある。 ＜情報共有＞保護者が迎えに来ない、子どもが登園しないことが何度も続く場合や、連絡が取れない場合などは家庭児童相談センターに連絡する。 ＜情報共有＞兄が中学校に登校していないが、弟は園に来ているかといった問い合わせがある場合もある。	新入児等が要保護児童である場合は早急に把握して連携を取る必要があるが、人事異動や年度替わり時には家庭児童相談センターからの情報提供が遅れがちになる。
		保護課	随時 ＜支援計画＞要保護のケース会議で情報共有および各関係機関の方針を確認。	
	学 校	小学校	定例（頻度不明） ＜情報共有＞保育園・幼稚園・小学校の集まる幼小連携会議の後、保育園の担任と学校の教員が個別に気になる子どもについて話し合う。	
			随時 ＜情報共有＞門真市の小学校は保育園に子どもについて聞き取りに来る。発達に課題のある子どもについては保育園の担任が学校に連絡することもある。	
B 幼稚園 (私立)	行政 機 関 等	こども発達支援センター	随時 ＜支援につなぐ＞発達障がい疑われる場合に、キンダーカウンセラーから発達相談につないでもらう。 ＜情報共有＞園長とこども発達支援センターのカウンセラーが子どもについて情報共有している。発達の検査に園長が入る場合もある。	巡回相談を私立幼稚園も依頼したい。
		健康増進課	随時 ＜支援計画＞子どものことで気になることがあった場合に健康増進課に電話で相談する。	虐待の疑いのグレーゾーンにある子どもについてはどこに相談すればよいのか分からない。
		子育て支援課	随時 ＜情報共有＞家庭児童相談センターの要保護会議（注 4）には園の代表が参加している。	子どもの状態や問題について話し合う乳幼児発達支援関係の連絡会が必要だ。

園名		連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題		
	学校	小学校	定例（毎日）	＜関わり＞B 幼稚園が小学校で実施されている放課後児童クラブの事業委託を受けている。			
			随時	＜情報共有＞要保護児童にあげるようになったと小学校から連絡が入ったことがある。			
	その他	キンダーカウンセラー	随時（高頻度）	＜支援計画＞少し気になる子どもについて担任等が、来園しているカウンセラーに相談する。子どもの様子をみてもらう。			
C 保育園（私立）	行政機関等	中央子ども家庭センター	随時	＜情報共有＞自分から中央子ども家庭センターに相談に行った保護者のケースについては、情報共有をしていた。	衣服が汚れているなど、虐待かどうかははっきりしないケースは報告すべきかわからない。		
		子育て支援課	随時	＜支援につなぐ＞明らかな虐待の疑いがあった際に通告する。	保育幼稚園課と子育て支援課の間で情報共有できておらず、園児の退園の情報など、保育園の情報が子育て支援課に伝わっていない。子育て支援課からも情報が入ってこない。		
		ファミリーサポート	随時	＜支援につなぐ＞保護者が保育園の迎えが間に合わない場合にファミリーサポートを紹介したことがある。			
		老人福祉センター	定例（月 1）	＜関わり＞子どもを老人福祉センターに連れて行き、高齢者と交流する。			
	学校	小学校	随時	＜情報共有＞ある小学校の放課後児童クラブに行く子どもに限定して、申し送りをしたり経過報告を受けたりしている。			
D 幼稚園（市立）	行政機関等	生涯学習課	定例（年 3）	＜関わり＞保幼小中支援協議会にて関わりがある。 ＜支援計画＞児童専門会議で障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討（会議の参加者、頻度に関しては門真市資料から把握）。			
		こども発達支援センター	定例（年 6）				
		障がい福祉課					
		子育て支援課					
		健康増進課					
		障がい者基幹相談支援センター					
		中央子ども家庭センター					
		守口保健所					
		学校教育課					
	園・学校	H 中学校（子ども支援 Co・PTA 会長）	定例（年 3）	＜情報共有＞保幼小中支援協議会に参加し、地域や幼稚園の問題点などを話し合う。	こども未来部以降、園長会や園長代理会などで幼稚園と学校教育課が直接会って話す機会が失われ、幼稚園が小学校・中学校と子どもや家庭について情報交換できなくなった。ケースのことについては保幼小中支援協議会に小学校の教員がオブザーバーとして参加し話す程度になっている。今後、幼稚園の気になる家庭について、小学校に情報を伝えていこうと思っている。		
		H 中学校区の小学校					
		支援学校	定例（年 6）	＜支援計画＞児童専門会議で障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討（会議の参加者、頻度に関しては門真市資料から把握）。			
		市立幼稚園 保育園園長会					
		その他	地域のボランティア	定例（年 3）		＜情報共有＞保幼小中支援協議会に参加し、地域や幼稚園の問題点などを話し合う。	
		老人会					

注 1) 「連携のタイミング」の欄における見出し（＜＞表記）のそれぞれの意味は以下のとおりである。

「定例」：定期的にやりとりがある場合。

「随時」：随時やりとりがある場合。調査対象者の回答からは頻繁にやりとりがあるかどうかかわからない場合や、数回し

かやりとりがなかったのかわからない場合はすべて「随時」とする。
「随時（高頻度）」：随時ではあるが、頻繁にやりとりがある場合。「頻繁に～している」「～するが多い」「～できている」などの回答がある場合を「随時（高頻度）」とする。
「数回限り」：やりとりがこれまで数回しかなかった場合。「過去に 1 度だけあった」「普段は関わりがない」等の回答がある場合をここに含める。

- 注 2) 「連携の内容」の欄における見出しのそれぞれの意味は以下のとおりである。
「支援につなぐ」：他機関の支援に子どもや保護者をつないでいる場合。
「支援を引き受ける」：他機関から支援を依頼されている場合。
「支援計画」：子どもや家庭の事例について支援計画の検討を行っている場合。「相談する」などの発話があった場合も「支援計画」とする。
「情報共有」：子どもや家庭の事例について情報共有を行っている場合。ただし情報共有かつ支援計画の検討をしている場合は「情報共有」とはせず、「支援計画」とする。ケース会議など、支援計画を検討している可能性はあるが、そのことが明確に確認できなかった場合は「情報共有」とする。「連携している」という発言はあるがその連携内容が不明な場合も「情報共有」とする。
「関わり」：来校、業務の委託など、関わりはあるが事例についての情報のやりとりがあるか不明の場合を「関わり」とする。
「支援の周知」：実施している支援を周知している場合。

注 3) 「Co」はコーディネーターの略である。

注 4) 「要保護のケース会議」や「要保護会議」は「要保護児童連絡調整会議」の略である可能性が高いが、A 保育園、B 幼稚園のインタビューにおける発言をそのまま引用して「要保護のケース会議」「要保護会議」と記載している。その他も、正式名の確認が取れなかったものはインタビューにおける調査対象機関の発言をそのまま引用している。

表 2-4 他の支援機関との連携の実態まとめ（保育園・幼稚園）

連携先	連携の内容	当該機関とやりとりのある園の数（注 1）	当該機関と定期的なやりとりがある園の数	当該機関と随時だが高頻度でやりとりがある園の数
子育て支援課		4	1	0
中央子ども家庭センター		3	1	0
健康増進課		3	1	1
守口保健所		1	1	0
こども発達支援センター		2	1	0
生涯学習課		1	1	0
障がい福祉課		1	1	0
障がい者基幹相談支援センター		1	1	0
老人福祉センター		1	1	0
学校教育課		1	1	0
ファミリーサポート		1	0	0
保護課		1	0	0
保育園・幼稚園		1	1	0
小学校		4	3	0
中学校		1	1	0
支援学校		1	1	0
地域のボランティア		1	1	0
老人会		1	1	0
キンダーカウンセラー		1	0	1

注 1) 表 2-3 にて「数回限り」のやりとりとしているものは含めない。

(2) 小学校・中学校

小学校・中学校における、他の支援機関との連携の実態を、表 2-5、2-6 に示す。また表 2-5、2-6 をまとめたものを表 2-7 に示す。

小学校・中学校とやりとりがある（数回限りのやりとりの場合は除く）ことが確認された機関は、SSWer、SC、子ども悩み相談サポートセンター、子育て支援課、保護課、こども発達支援センター、子ども家庭センター、民生委員・児童委員、生涯学習課、適応指導教室「かがやき」、学校教育課（Kadoma 塾含む）、保育園・幼稚園、小学校、中学校、K 法人、地域のボランティア、警察、保護司、老人会、地域の防犯担当者、青少年育成委員である。中でも、子育て支援課、保護課、子ども家庭センター、園、小学校とやりとりしている学校が多い。

以下では、子どもの支援に関わる機関と学校との定期的なやりとり、あるいは随時ではあるが高頻度でのやりとりを中心にみていく。

① 学校と子どもの支援に関わる行政機関等とのやりとり

【i.「子育て支援課—学校」間】

子育て支援課とやりとりが確認された3校（E小学校、F小学校、G中学校）は、いずれも子育て支援課と定期的なやりとりをしている。具体的には、E小学校は、年3回のケース会議で支援計画を検討している。F小学校は、月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合っている。G中学校は、子育て支援課と学期に1回連絡をとり、要保護児童について情報交換している。

なおE小学校は子育て支援課とのケース会議について、情報交換のみで終わりがちであると感じている。

【ii.「保護課—学校」間】

保護課とやりとりが確認された3校（F小学校、G中学校、H中学校）のうち、定期的なやりとりをしていることが確認されたのはF小学校であり、月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合っている。

なおG中学校は、保護課の子どもの健全育成相談員を各校区に配置してほしいと感じている。

【iii.「子ども家庭センター—学校」間】

子ども家庭センターとやりとりが確認された3校（E小学校、F小学校、G中学校）のうち、定期的なやりとりが確認されたのはF小学校であり、月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、中央子ども家庭センターと子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合っている。

【iv.「SSWer—学校」間】

SSWerとやりとりが確認された2校（E小学校、F小学校）は、いずれもSSWerと定期的なやりとりをしている。具体的には、E小学校では週に1回SSWerが来校している。F小学校は月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援についてSSWerと話し合っている。

なおE小学校は、SSWerが毎年変わるため教員や保護者との信頼関係が結びにくい、中学校区に1人はSSWerの配置がほしいと感じている。

【v.「生涯学習課—学校」間】

2校（E小学校、H中学校）は、いずれも定例（年3回）の保幼小中支援協議会で生涯学習課と関わりを持っている。

ただし生涯学習課へのインタビューによれば、生涯学習課は学校でサタスタ、まなび舎Kidsを運営しているが、そこで学校と生涯学習課はほとんど交流がなく、家庭の情報を共有することはないとのことである。

【vi.「子ども悩み相談サポートセンター—学校」間】

子ども悩み相談サポートセンターとやりとりが確認された2校（E小学校、F小学校）のうち、子ども悩み相談サポートセンターと定期的なやりとりが確認されたのはE小学校である。具体的には、子ども悩み相談サポートセンターのカウンセラーが来校し、1人の子どもあたり、月1回程度プレイセラピーもしくはカウンセリングを実施しているとのことである。

なおE小学校によれば、プレイセラピーは1日1人程度しかできず、門真市全体が対象のため、予約が取りにくい状況になっているとのことである。

【vii.「SC—学校」間】

F小学校は、月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、SCと子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合っている。なおF小学校はSCの配置拡充を望んでいることが確認された。

【viii.「民生委員・児童委員—学校」間】

F 小学校は、民生委員・児童委員と年に数回話し合いの場を持っている。

【ix.「学校教育課—学校」間】

G 中学校は、要保護生徒について、担任が毎月学校教育課に報告書を提出している。

② 学校と園とのやりとり、学校同士のやりとり

【x.「園—小学校—中学校」間】

D 幼稚園と E 小学校、H 中学校が、学期に 1 回の保幼小中支援協議会の部会で子どもの支援計画を検討している。

③ 学校とその他機関とのやりとり

【xi.「地域のボランティア—老人会—学校」間】

E 小学校、H 中学校、地域のボランティア、老人会が学期に 1 回の保幼小中支援協議会に参加し、地域や幼稚園の問題点などを話し合っている。

【xii.「警察—保護司—地域の防犯担者—青少年育成委員—学校」間】

E 小学校は、年 3 回の交番連絡協議会、あるいは年 2 回の校区青少年育成協議会で警察、保護司、地域の防犯担者、青少年育成委員と関わりを持っている。

表 2-5 他の支援機関との連携の実態（小学校）

学校名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
F 小学校	行政 機関 等	SSWer	定例（月 1 + 年 3） ＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大 ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保 護者への支援について話し合う（調査票より）。 随時 ＜関わり＞定期的ではなく、学校の要請に応じて来て もらっている。	
		SC	定例（月 1 + 年 3） ＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大 ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保 護者への支援について話し合う（調査票より）。 随時 ＜支援計画＞地区の中学校に週 1 回来ている SC に相 談に行く。 ＜支援につなぐ＞保護者の支援に関わってもらったこ とがある（調査票より）。	SC の配置拡充が必要。
	子ども悩み相 談サポートセ ンター	随時	＜支援計画＞子ども悩み相談サポートセンターに配置 されているカウンセラーへ相談に行く。 ＜支援につなぐ＞保護者の支援に関わってもらったこ とがある（調査票より）。	
	子育て支援課	定例（月 1 + 年 3）	＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大 ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保 護者への支援について話し合う（調査票より）。	
		随時	＜支援につなぐ＞保護者への支援が必要なときにつな ぐ。	
	保護課	定例（月 1 + 年 3）	＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大 ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保 護者への支援について話し合う（調査票より）。	
		随時	＜支援につなぐ＞保護者の支援に関わってもらったこ とがある（調査票より）。	
	こども発達支 援センター	随時	＜支援につなぐ＞保護者の支援に関わってもらったこ とがある（調査票より）。	
	中央子ども家 庭センター	定例（月 1 + 年 3）	＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大 ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保 護者への支援について話し合う（調査票より）。	
	民生委員・児 童委員	定例（年数 回）	＜情報共有＞年に何回か話し合いの場を持っている。	
	その他	J 法人	—	今後は J 法人の CSW と学校 の現状を情報共有し、助言 をもらいたい。

学校名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題	
E 小学校	行政 機 関 等	SSWer	定例（週 1）	＜関わり＞週に 1 回来校。	SSWer が毎年変わるため、 教員や保護者との信頼関係 が結びにくい。 中学校区に 1 人は SSWer の 配置がほしい。
			随時	＜支援計画＞SSWer が随時校内ケース会議を呼びか け、子どもやその家庭について情報共有し、支援方法 について学校に助言する。	
		子育て支援課	定例（年 3）	＜支援計画＞E 小学校に要保護児童が多いので、関係 する支援機関が参加するケース会議を学期に 1 回行っ ている。	情報交換のみで終わりがち である（調査票より）。
			随時	＜支援につなぐ＞子どもを家庭児童相談センターにつ ないだことがある（調査票より） ＜支援につなぐ＞相談窓口として保護者に子育て支援 課を紹介している。	
		子ども家庭セ ンター（注 1）	随時	＜支援につなぐ＞家庭を子ども家庭センターにつない だことがある（調査票より）。	
		子ども悩み相 談サポートセ ンター	定例（月 1）	＜支援につなぐ＞子ども悩み相談サポートセンターの カウンセラーが学校に来て、1 人の子どもあたり、月 1 回程度プレイセラピーもしくはカウンセリングを実 施。	プレイセラピーは 1 日 1 人 程度しかできず、門真市全 体が対象のため予約が取り にくい状況になっている。
			随時	＜支援計画＞校内ケース会議に子ども悩み相談サポ ートセンターのサポートチームのメンバーが参加す る。	
		こども発達支 援センター	随時	＜支援につなぐ＞発達に問題がある場合は、こども発 達支援センターを紹介することがある。	
		生涯学習課	定例（年 3）	＜関わり＞保幼小中支援協議会にて関わりがある（D 幼稚園へのインタビューより）。	学校とサタスタ、まなび舎 Kids はほとんど交流がな く、家庭の情報を共有する ことはない（生涯学習課へ のインタビューより）。 サタスタを利用する子ども はいない。 本が読めて、先生以外の大 人と交流できるまなび舎 kids のような取り組みは毎 日あってよい。
	—		生涯学習課の学習支援事業「まなび舎 kids」を週 1 回 放課後、図書室等で実施している。ボランティアの大 学生が来ている。		
	—		＜支援の周知＞生涯学習課の学習支援事業「サタスタ」 の案内を配っている。		
	教育委員会 （注 2）	随時	＜支援につなぐ＞外国にルーツを持つ子どもについ て、学校が教育委員会に依頼して日本語指導のサポ ーターを派遣してもらう。現在は週 2 回、1 日は 6 時間、 1 日は 4 時間サポーターが来校。子どもが 1 人でも、 必要があれば来校。急な来日で日本語が全くできな い場合は手厚くサポートし、必要であれば無期限で利 用可能。		
	学校教育課	随時	＜支援につなぐ＞発達に問題がある場合は、学校教 育課の検査につなぐことがある。		
園・学 校	H 中学校	定例（年 3）	＜支援計画＞学期に 1 回の保幼小中支援協議会に参 加。全体の会議では個別のケースの話は出ないが、テ ーマ毎の部会では子どもの個人の名前を出して具体 的な支援方法について話し合っている。 H 中学校区の他の小学校と互いに参考にし合い、どの 先生が何に詳しいかわかるようになり、情報が行き交 うようになった。		
	H 中学校区の 小学校 保育園・幼稚 園				
そ の 他	K 法人	—	＜支援の周知＞学校で K 法人の案内を配っている。	子どもの K 法人の利用には つながっていない。	
	青少年育成委 員	定例（年 3）	＜関わり＞交番連絡協議会に参加。学校・地域の話が 中心であり、個別の子どもケースの話はしない		
		定例（年 2）	＜関わり＞校区青少年育成協議会に参加（調査票よ り）。		
	警察	定例（年 3）	＜関わり＞交番連絡協議会に参加。		
	地域の防犯担 当者	定例（年 2）	＜関わり＞校区青少年育成協議会に参加（調査票よ り）。		
	保護司	定例（年 3）	＜関わり＞交番連絡協議会に参加。		

学校名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
	地域のボランティア 老人会	定例（年 3）	＜情報共有＞保幼小中支援協議会に参加し、地域や幼稚園の問題点などを話し合う（D 幼稚園へのインタビューより）。	

注 1) SSWer はスクールソーシャルワーカーの略、SC はスクールカウンセラーの略、CSW はコミュニティソーシャルワーカーの略である。

注 2) インタビューにて「教育委員会」との発言があった場合に、学校教育課と生涯学習課いずれの課を意味しているのかが不明である場合があった。ここではそのようなケースを「教育委員会」と表記している。

注 3) 他は表 2-3 の注を参照のこと。

表 2-6 他の支援機関との連携の実態（中学校）

学校名	連携先		連携の タイミング	連携の内容	連携の課題	
G 中学校	行政 機 関 等	子育て支援課	定例（年 3）	＜情報共有＞子育て支援課と学期に 1 回ほど連絡をとり、要保護児童について情報交換する。G 中学校の子ども支援 Co は要保護生徒に何かあった場合にはすぐに対応する。		
			定例（年 2）	＜情報共有＞要保護児童対策地域協議会で半年～4 半期に 1 回要保護生徒について洗い出しするときに、子育て支援課が学校に子どもの様子をみに来る。		
			随時	＜支援につなぐ＞毎年 2, 3 件通告している。 ＜支援計画＞子ども家庭センターに家庭をつなぐ前に子育て支援課に相談するようにしている。 ＜情報共有＞子どもと面会できない場合は、子育て支援課に家庭訪問を依頼する。		
		学校教育課	定例（月 1）	＜情報共有＞要保護生徒について、担任が毎月学校教育課に報告書を提出している。		
			—	「まなび舎ユース」を学校で実施。		
		子ども家庭センター（注 1）	随時	＜支援につなぐ＞虐待や非行のほか、子育てに悩んでいる保護者に子ども家庭センターを紹介したことがある。子育て支援課に相談してから子ども家庭センターに家庭をつないでいる。		
		子どもの健全育成相談員（保護課）	随時	＜支援計画＞子どもの健全育成相談員と学校とで相談している。		
		生涯学習課	—	生涯学習課の学習支援事業「サタスタ」を実施。		学校とサタスタ、まなび舎 Kids はほとんど交流がなく、家庭の情報を共有することはない（生涯学習課へのインタビューより）。
	Kadoma 塾（注 2）	随時	＜支援につなぐ＞学力や家の状態から支援の必要性の高い子どもに Kadoma 塾を紹介している。	Kadoma 塾が学校から遠く、通うのが難しい子どもが多い。		
	適応指導教室「かがやき」	随時	＜支援につなぐ＞不登校の子どもについて、保護者と相談し、適応指導教室「かがやき」につないだことがある。			
園・学校	小学校	随時	＜情報共有＞兄弟姉妹の登校状況を小学校・中学校で共有したり、生徒が学校に来ることができない場合には兄弟姉妹を通じて当該生徒の状況の把握を試みたりしている。			
	保育園	随時	＜情報共有＞生徒の弟・妹が通っている A 保育園にその保護者の状況を問い合わせたことがある。			
H 中学校	行政	子どもの健全育成相談員（保護課）	随時	＜情報共有＞子どもの健全育成相談員と情報共有している。		
		生涯学習課	定例（年 3）	＜関わり＞ <u>保幼小中支援協議会</u> にて関わりがある（D 幼稚園へのインタビューより）。		

学校名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
	園・学校	定例（年3）	<支援計画>学期に1回の「保幼小中支援協議会」に参加。全体の会議では個別のケースの話は出ないが、テーマ毎の部会では子どもの個人の名前を出して具体的な支援方法について話し合っている（E 小学校へのインタビューより）。	
	老人会 地域のボランティア	定例（年3）	<情報共有>「保幼小中支援協議会」に参加し、地域や幼稚園の問題点などを話し合う（D 幼稚園へのインタビューより）。	

注1) どの地域の子ども家庭センターか不明である場合は、単に「子ども家庭センター」とした。

注2) Kadoma 塾は学校教育課だが、別の欄としている。

注3) その他は表2-3の注を参照のこと。

表2-7 他の支援機関との連携の実態まとめ（小学校・中学校）

連携先		連携の内容	当該機関とやりとりの ある学校の数（注1）	当該機関と定期的なやり とりがある学校の数	当該機関と高頻度でのやり とりがある学校の数
行政機関等	子育て支援課		3	3	0
	保護課		3	1	0
	子ども家庭センター		3	1	0
	SSWer		2	2	0
	生涯学習課		2	2	0
	子ども悩み相談サポートセンター		2	1	0
	こども発達支援センター		2	0	0
	SC		1	1	0
	民生委員・児童委員		1	1	0
	学校教育課		2	1	0
	教育委員会（注2）		1	0	0
	適応指導教室「かがやき」		1	0	0
	Kadoma 塾（注3）		1	0	0
園・学校	保育園・幼稚園		3	2	0
	小学校		3	2	0
	中学校		1	1	0
その他	地域のボランティア		2	2	0
	老人会		2	2	0
	警察		1	1	0
	保護司		1	1	0
	地域の防犯担当者		1	1	0
	青少年育成委員		1	1	0
	K 法人		1	0	0

注1) 表2-5, 2-6にて「数回限り」のやりとりとしているものは含めない。

注2) 学校教育課および生涯学習課は教育委員会に含まれるが、インタビューにて「教育委員会」との発言があった場合に、いずれの課を意味しているのかが不明である場合があった。ここではそのようなケースを「教育委員会」と表記している。

注3) Kadoma 塾は学校教育課だが、学校教育課とは区別し別の欄としている。

4) 貧困解決に向けた意見

園・学校の貧困解決に向けた意見は、表 2-8 のとおりである。

表 2-8 貧困解決に向けた意見（園・学校）

園・学校名	意見
A 保育園	・子どものためにできることはあっても、それを全部やるのが保護者のために良くないこともある。 ・保護者になかなか会えず、日々の持ち物が揃わないことなど、伝えられないことが多い（調査票より）。 ・家庭のことにどこまで踏み込んでよいかわからない。
B 幼稚園	・縦割りではなく子どもや家庭支援を一体に行える体制が必要。 ・情報共有ができていないため、要保護のリストに挙がっているのかどうかも分からない。 ・待機児童の問題によって兄弟姉妹が別々の園に行かなければならない現状を解決してほしい。 ・市でどういう事業があって、どういうことができるというのを 1 つまとめた市民向けの手引きがあればいい。 ・卒園後の未納保育料等諸費用の徴収がうまくいかない。
C 保育園	・子どもたちの育ちと学びを連続性・一貫性をもってつないでいけるように、保育園から小学校に円滑に接続するカリキュラムを整備する必要がある。 ・園だけで判断、解決ができない場合は、関係機関の情報提供も積極的に行いたいと思う。具体的には、①他の園と情報交換ができるような小規模の会議を定期的に開催する、②基準を統一した報告シートを作成し、ネグレクトなど子どもの情報を提出・提案しやすい環境を整える、③就学前のカリキュラムを一元化し、小学校への橋渡しの手助けを行う、④保育料の滞納者など保育幼稚園課との情報共有を密にする。 ・教育面、生活面、保護支援、経済面の様々な面の充実を図るべきだ。 ・他の保育園や関係機関と更なる連携を図り、個ではなく全体で支援を行っていくべきだ。 ・家庭訪問を実施し、家庭環境を把握することが重要。 ・地域子育て支援センターなどの拠点を北部にも設置する。 ・スマイルサポーターの存在をもっと大々的に知らせてもいいのではと思う。そこから各関係機関につないでいくことも可能である。
D 幼稚園	・朝食を給食にするなどの支援は必要である。 ・保護者が子どもの昼食に何を持たせればいいのか分からない、子どもとどう遊んだらいいのか分からないなどのケースがある。保護者も含めた支援や教育ができる場が必要である。 ・母親が子どもの発達の課題等を理解していないため、支援学級へ入れることができない。 ・母親が拒否すると子どもと会うことすらできない。
E 小学校	・生活保護世帯や障がいのある子どもには支援を勧められるが、それ以外の場合にどのように支援をしていくべきか判断が難しい。 ・保護課の子どもの健全育成相談員のような、支援の必要な保護者への継続的サポートが必要である。 ・放課後児童クラブのあと（18～21 時）の子どもの居場所づくりが必要。 ・家に本がない子どもが多いので、文化的な施設や設備がもっとあればいい。 ・お手本となるような幅広い年齢層の大人と気軽に交流できる場所が身近にあればいい。 ・子ども会や自治会の活動も高齢化で低調であり、子どもを見守ってくれる人も少ない。
F 小学校	・大学生と関わるイベント等を実施することで、大学へ行ってみようかという考えを持ってもらうことができるのではないかと。 ・大学進学のための奨学金の拡充が必要。 ・金銭的な支援がきちんと子どもにまで行き渡っているかチェックが必要である。 ・父子の場合には市からの援助がない部分がある。
G 中学校	・Kadoma 塾や適応指導教室「かがやき」などの支援を拡充してほしい。 ・学校だけでは支援しきれないことが多いが、実際に他にどのような支援があるのかも分からない。
H 中学校	・小学生の居場所の拡充が必要。特に時間的拡充が必要。 ・保護者との関係が作れてやっと子どもと関わるができるため、保護者の養育力や教育力の支援が必要だが、その方法がわからない。

2. 行政の関係機関

1) 支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有等の仕組み

① 支援の必要な可能性のある子ども・家庭の発見方法

いずれの機関も、サービスの利用申請や相談、また他機関・支援者との連携を通して支援の必要な可能性のある子ども・家庭を発見している。その中でも健康増進課は、すべての乳幼児期の子どもの家庭を対象に支援の必要な可能性のある子ども・家庭を積極的・客観的に発見していく体制があることが確認された。具体的にみると、妊娠届出の時に専門職が全数面接を行い、大阪府による妊婦のガイドラインに従い妊婦の状況（16歳未満か、ひとり親か、支援者がいるかなど）を確認し、必要に応じて早期に支援を開始している。また、乳幼児のいるすべての世帯を対象とした乳幼児健診も行っている。

また保護課は、生活保護世帯に対して支援の必要な可能性のある子ども・家庭を積極的かつ客観的な視点で発見する体制がある。その内容としては、ケースワーカー（以下「CW」とする）が子どものいる生活保護世帯を訪問するときに、「子どもは学校に通っているか」等を尋ねるアンケートを配布し、その回答から子育てに困難を感じている世帯をピックアップしている。また、新規に生活保護を受ける子育て世帯すべてを対象に CW と子どもの健全育成相談員が訪問し、子どもの健全育成事業の説明をし、利用が必要な世帯がないか確認している。

また民生委員・児童委員にも、支援の必要な可能性のある子ども・家庭を積極的に発見していく体制がある。その内容は、生後2か月の子どもがいる家庭への訪問（赤ちゃん訪問）を通して支援の必要な可能性のある子ども・家庭を発見するというものである。その他、こども発達支援センターは、発達相談支援事業において、相談者の支援の必要性等をアセスメントするために生活状況も確認しているとのことである。

② 支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有の仕組み

保護課は CW と子どもの健全育成相談員の間で随時、支援対象の家庭について情報交換しているとのことである。また CW の援助方針や子どもの健全育成相談員の家庭訪問の内容はケースファイルに記録し、随時共有していることも確認された。その他の機関における情報共有の仕組みは、データの不足により不明である。

2) 子ども・家庭に対し実施している支援の実態

行政の関係機関が子ども・家庭に対し実施している支援を表2-9に整理する。本報告書では、現金・家事援助・場所・医療等の提供を「サービス」とし、保護者・子どもへの相談・カウンセリングは「相談」としているが、それぞれ以下の支援が確認された。なお本報告書で実施したインタビュー調査では、それぞれの機関が「子ども」に対して実施している支援を中心に聞き取りを行ったため、「保護者」を含む成人に対する支援については必ずしも網羅的に把握できているわけではないことに留意が必要である。

① サービス

【経済的なサービス】

経済的なサービスを実施しているところは2機関ある。具体的には、世帯全体に関わる経済サービスとして、保護課が生活保護の支給を行っているとともに、子育て支援課がひとり親家庭を対象とした自立促進にかかる給付金事業などを実施している。

【ソーシャルキャピタルに関わるサービス】

こども発達支援センター、健康増進課、適応指導教室「かがやき」、生涯学習課、保護課、子ども悩み相談サポートセンター、Kadoma 塾、民生委員・児童委員の8機関がソーシャルキャ

ピタルに関わるサービスを実施している。具体的にみると、未就学児のソーシャルキャピタルに関わるサービスには、集団生活への適応支援（こども発達支援センターの通園事業、保育所等訪問支援事業）がある。就学児のソーシャルキャピタルに関わるサービスには、集団生活への適応支援（こども発達支援センターの保育所等訪問支援事業）、不登校支援（適応指導教室「かがやき」）、学習支援（生涯学習課のかどま土曜自学自習室サタスタ、まなび舎 Kids、保護課の子どもの健全育成事業、Kadoma 塾）がある。保護者のソーシャルキャピタルに関わるサービスには、交流機会の提供（健康増進課のティーンズママの集い、ひよこ教室、赤ちゃんランド、民生委員・児童委員の子育てサロン）がある。ただしこのうち健康増進課のひよこ教室、赤ちゃんランド、民生委員・児童委員の子育てサロンは未就学児の保護者を対象にしたものである。

【ヒューマンキャピタルに関わるサービス】

こども発達支援センター、健康増進課、適応指導教室「かがやき」、生涯学習課、保護課、子ども悩み相談サポートセンター、Kadoma 塾、民生委員・児童委員の 8 機関がヒューマンキャピタルに関わるサービスを実施している。未就学児のヒューマンキャピタルに関わるサービスとしては、発達・障がい支援（こども発達支援センターの通園事業、発達障がい児個別療育事業、保育所等訪問支援事業、保育所等発達支援事業）、健康診査（健康増進課の乳幼児健診、経過観察健診）、育児情報の提供（健康増進課の離乳食講習会等）がある。就学児のヒューマンキャピタルに関わるサービスとしては、発達・障がい支援（こども発達支援センターの発達障がい児個別療育事業、保育所等訪問支援事業）、学習支援（生涯学習課のかどま土曜自学自習室サタスタ、まなび舎 Kids、保護課の子どもの健全育成事業、Kadoma 塾）、プレイセラピー（子ども悩み相談サポートセンター）、登下校の見守り（生涯学習課のキッズサポーター）がある。

② 相談

相談事業を行っているのはこども発達支援センター、健康増進課、子育て支援課、保護課、子ども悩み相談サポートセンター、民生委員・児童委員の 6 機関である。そのうち未就学児の保護者から相談を受けているのはこども発達支援センター、健康増進課、保護課、子育て支援課、民生委員・児童委員である。就学児の保護者から相談を受けているのは、こども発達支援センター、子育て支援課、保護課、子ども悩み相談サポートセンター、民生委員・児童委員である。また子ども悩み相談サポートセンター、民生委員・児童委員は就学児からの相談も受けている。

本報告書では、相談事業はすべてソーシャルキャピタルに関わる支援と捉えている。ただしその相談の内容から、経済的なことに関わる相談、ソーシャルキャピタルに関わる相談、ヒューマンキャピタルに関わる相談の 3 つに分類することができる。

【経済的なことに関わる相談】

子育て支援課は、大阪府母子父子寡婦福祉資金の貸付支援、ひとり親家庭自立支援相談、家庭児童相談で経済的なことに関わる様々な相談を受けている。

【ソーシャルキャピタルに関わる相談】

子ども悩み相談サポートセンターが、就学児の不登校に関する相談を受けている。また子育て支援課は、ひとり親家庭自立支援相談、家庭児童相談で生活全般について相談を受けており、その中でソーシャルキャピタルに関わる様々な相談を受けていると考えられる。

【ヒューマンキャピタルに関わる相談】

こども発達支援センター、健康増進課、子育て支援課がヒューマンキャピタルに関わる相談を受けている。未就学児のヒューマンキャピタルに関わる相談としては、発達・障がい相談（こども発達支援センターの発達相談支援事業）、健康相談（健康増進課の乳幼児健康相談等）がある。就学児のヒューマンキャピタルに関わる相談としては、発達相談（こども発達支援センターの発達相談支援事業）がある。子育て支援課は、ひとり親家庭自立支援相談、家庭児童相談で生活全般について相談を受けており、その中でヒューマンキャピタルに関わる様々な相談を

受けていると考えられる。

表 2-9 子ども・家庭に対し実施している支援の実態（行政の関係機関）

機関名	事業名等	支援対象 (注 1)	支援の形態	支援における工夫点	支援における不足点
こども発達支援センター	通園事業	未就学児、その保護者	サービス	82 人が利用（平成 27 年度）。 ＜S（子）・H（子）＞障がいのある未就学児童に対する集団療育・訓練の実施。保育士は子どもの生活環境にも目を向けている。保育士が保護者と面談する機会も多く、具体的にアドバイスもしている。	
	発達障がい児個別療育事業	3～10 歳の子ども	サービス	15 人が利用（平成 27 年度）。 ＜H（子）＞発達障がいのある児童に対する個別療育の実施。	
	保育所等訪問支援事業	子ども全般	サービス	28 人が利用（平成 27 年度）。 ＜S（子）・H（子）＞障がいのある 18 歳未満の児童の集団生活への適応を支援するために、児童の所属する保育園や幼稚園、小学校・中学校等へ訪問員を派遣する。	園では支援の必要性をキャッチしていても保護者の必要性認識が薄く支援につながらないケースも多い。保護者の気づきを促す取り組みが必要。また支援者が園・学校等を訪問するアウトリーチ型の支援を充実させる必要がある。
	保育所等発達支援事業	未就学児	サービス	119 回の巡回（平成 27 年度）。 ＜H（子）＞市内の公立・私立保育園、公立幼稚園および認可外保育園を相談員が巡回する。	
	発達相談支援事業	世帯全般	相談	313 人が利用（平成 27 年度）。 ＜S（親）・H（子）＞子どもの発達に関する相談に応じる。場合により、障がいサービスや手当の制度を紹介する。 同じ相談員がそれぞれの担当ケースを高校までずっと支援していくつもりでいる。	保護者に発達の課題がある場合もあり、そのような保護者への支援スキルも向上させる必要がある。
健康増進課（保健師）	妊婦面談	妊婦	相談	＜S（親）＞妊娠届出の時に専門職が全数面接を行い、大阪府による妊婦のガイドラインに従い妊婦の状況（16 歳未満か、ひとり親か、支援者がいるかなど）を確認し、必要に応じて早期に支援を開始する。現在は妊婦のフォローが保健師の業務の中で比重が大きくなっている。市役所への付き添い、書類の提出の支援なども行う。	支援を拒否する、知的・精神的課題から書類を整えることが難しいなど支援困難なケースにどのように対応していくかが課題。
	ティーンズママの集い	妊婦（10 代）、保護者全般（育児中の母親）	サービス	＜S（親）＞若年の母親の交流の場として料理教室などを企画し、母親への情報提供など行っている。	ティーンズママの集いに来ていない若年の母親にも育児に関する情報を提供していきたい。
	乳幼児健診	未就学児、その保護者	サービス	＜H（子）＞	
	経過観察健診		サービス	＜H（子）＞	
	乳幼児健康相談		相談	＜S（親）・H（子）＞	
	ひよこ教室	未就学児（小さく生まれた赤ちゃん）、その保護者	サービス	＜S（親）＞親子の交流、保護者の交流。	
	赤ちゃんランド	未就学児（10 か月までの赤ちゃん）、その保護者	サービス	＜S（親）＞赤ちゃんとその母親同士の交流。	
	離乳食講習会 親子教室	未就学児、その保護者	サービス サービス	＜H（子）＞離乳食の話と実演。 (未把握)	

機関名	事業名等	支援対象 (注 1)	支援の形態	支援における工夫点		支援における不足点
子育て支援課	大阪府母子父子寡婦福祉資金の貸付支援	世帯全般	相談	24 人が利用（平成 27 年度）。 ＜経済・S（親）＞子育て支援課は、ひとり親家庭を対象とした大阪府母子父子寡婦福祉資金貸付（生活支援のための貸付）の相談窓口である。どのくらいの金額を貸すかを相談者の生活状況、返済状況をみながら相談を行う。ホームページや広報誌を配布して周知を行っている。返済は口座引き落とし。貸付から先は大阪府の家庭支援課の管轄。		貸付までに最低一か月かかり、今すぐ借りたい人には貸付できない。貸付の周知をはかりたい。
	ひとり親家庭の自立促進にかかる給付金	世帯全般	サービス	10 人が利用（平成 27 年度）。 ＜経済＞ひとり親家庭を対象とした自立促進にかかる資金の給付。		給付金の周知をはかりたい。
			相談	＜S（親）＞受給者には毎月連絡している。現在 5 名受給しているが、途中で教育訓練を辞める人は今のところいない。		
	ひとり親家庭自立支援相談	世帯全般	相談	159 人が利用（平成 27 年度）。 ＜経済・S（親・子）・H（親・子）＞ひとり親を対象に生活全般の相談を受ける。ひとり親家庭では経済的な相談が多い。また、離婚前の相談も多い。必要に応じ、子育て支援課の貸付事業や他の機関のサービス、相談につなぐ。		
	家庭児童相談	世帯全般	相談	1,046 人が利用（平成 27 年度）。 ＜経済・S（親・子）・H（親・子）＞市の虐待の相談窓口。18 歳未満の子どものいる家庭の生活全般に関する相談、支援。通告を受理した場合は、家庭訪問、制度の紹介、子育てに関する情報提供等の支援をしていく。		
適応指導教室「かがやき」	不登校支援	小中学生	サービス	＜H（子）・S（子）＞平日の 10～12 時、不登校の子どもが国数英を学習する。子ども達が安心して自身の心を誰かに打ち明けられる、自分を見つめ直せる場となることを目標としている。学校や保護者、子どもから、小さい頃の話やさかのぼって聞き、不登校の背景を探る。		
生涯学習課	かどま土曜自学自習室サタスタ	小中学生	サービス	延べ 8,002 人が利用（平成 27 年度）。 ＜H（子）・S（子）＞余裕教室を活用し、子どもの学習意欲の定着に向けた居場所づくり、学習機会の提供を行っている。主に宿題、プリントを使った自主学習をする。スタッフは 3～4 名、学習支援 Co、地域のスタッフ（監理員）、大学生もしくは教員 OB（学習アドバイザー）からなる。学校支援地域本部の学校支援 Co がいる校区は Co が地域のスタッフを集め、教育委員会と学校とを調整し、サタスタ、まなび舎 Kids を運営する。学習支援 Co がいない校区は生涯学習課が調整。	小学校 14 校、中学校 6 校で毎週土曜日に実施。生涯学習課の職員は土曜日の巡回もあるので、極力教室に顔を出す。参加は多くて 20 人、1、2 人の時もある。大学等に体験学習プログラムを行ってもらう場合もある。	スタッフの数を十分に確保できないため、対象学年を絞らざるを得ない学校が多い。学習支援は毎日実施したいが、継続して地域スタッフを確保できない可能性があり難しい。特に大学生の確保が難しい。参加児童の支援の必要性をアセスメントするまでには至っていない。学習支援が本当に必要な子どもに支援が及んでいない可能性がある。
	まなび舎 Kids	小学生			小学校 9 校で毎週水曜日放課後に実施。放課後のため参加者が多く、50 人超える場合もある。放課後子ども教室の一環として実施。企業に体験学習プログラムを行ってもらう場合もある。	
	キッズサポーター	小学生	サービス	＜H（子）＞民生委員・児童委員、地域のボランティアに登下校の見守りをお願いしている。		

機関名	事業名等	支援対象 (注1)	支援の形態	支援における工夫点	支援における不足点
保護課	生活保護事業	世帯全般	サービス	<経済>生活保護の支給。	生活保護受給者および生活困窮者にしか支援できない。 事業を紹介してもサポートを希望しなかった家庭は支援することができない。 学校や家庭児童相談センターから相談があっても世帯主の同意が得られなければケースには関われない。家庭訪問の頻度ももう少し上げることが期待されている。 高校に行った子どもを卒業させるのは難しい場合がある。
	子どもの健全育成事業	世帯全般	相談	108世帯が利用(平成27年度)。うち子どもは191人。 相談員は3人、門真市の中学校の元校長。 CWが子どものいる世帯を訪問するときに、「子どもは学校に通っているか？」等を尋ねるアンケートを配布し、その回答から子育てに困難を感じている世帯をピックアップする。学校や家庭児童相談センターから相談のあったケースを事業の対象とするかどうかはCWが判断。CWがピックアップした世帯および新規に生活保護を受ける子育て世帯すべてを対象に、CWと相談員が一緒に訪問し事業の説明をして、利用を勧める。 <S(親)>保護者に対しては、相談員が話を聞き共感することで、保護者にストレスを発散してもらうというスタンスで関わっている。 <S(親)>学校への書類提出も手伝う。保護者が子ども家庭センター、家庭児童相談センター、保健所へ行く場合は付き添う。	
			サービス	<H(子)・S(子)>不登校の子どもが多く、彼・彼女らを高校卒業させることを1番の目標としている。勉強の誘いに乗った子どもに対しては学習支援を行う。関わった子どもは高校へ行くようになる場合が多い。	
子ども悩み相談サポートセンター	プレイセラピー	小中学生	サービス	<H(子)>子どもに対して心理療法を実施する。心理士資格を持ったカウンセラーが、学校または子ども悩み相談サポートセンターで行う。2、3回に1回保護者が立ち会い、カウンセラーと保護者が面談して子どもの状況を確認していく。	
	相談	小中学生、その保護者	相談	<S(親・子)>不登校の悩みを持つ子ども、保護者から相談を受ける。保護者をレクチャーして生活を変えてもらうという方向性で支援している。小学生が多い。 学校の教員も、生徒のことや自身のことについて相談に来る。	
	スクールカウンセラーの派遣	小中学生	相談	<S(子)>子ども悩み相談サポートセンターのスクールカウンセラーを週に1回各校に配置している。主に生徒が利用。	
Kadoma 塾	塾事業	中学3年生	サービス	18人が利用(平成27年度)。 <H(子)・S(子)>週2回各2時間、数学と英語の学習支援(入試対策)。土日等に補習授業がときどきある。 入塾の条件は子どもの意欲(面接と作文で判断)、学力、他の塾に通っていないこと。その中で各家庭の経済状況を調べ、貧困家庭の子どもを優先する。ただし現状では申込数が多くないので、経済状況はあまり考慮する必要がない。(27年度は定員25名に対し32名応募、学力の面で18名に絞った。) Kadoma 塾の入塾テスト不合格者等に対してはまなび舎ユースを紹介する。 27年度は7割が学力向上、8割が志望校に合格。 全国学習塾協会(公益社団法人)の理事長にKadoma 塾の事業の理念を伝え、合致した学習塾から講師2人を少ない費用負担で派遣してもらっている。	入塾希望が想定より少ないことから、経済的に厳しい状況にありながら、意欲も能力も高い子どもというKadoma 塾の対象がそれほど多くない可能性がある。

機関名	事業名等	支援対象 (注1)	支援の形態	支援における工夫点	支援における不足点
民生委員・ 児童委員	赤ちゃん訪問	未就学児の 保護者	相談	<S(親)>生後2か月の子どもがいる家庭に訪問。その際気になった家庭には民生委員・児童委員の電話番号を教え、何かあったら連絡するように伝えている。行政機関を拒否する家庭でも、児童委員は受け入れてくれる場合がある。	
	家庭訪問	世帯全般	相談	<S(親)>気になる家庭には随時家庭訪問をする。子育て支援課や学校から家庭訪問の依頼を受けることもある。	
	子どもへの声かけ	小学生	相談	<S(親・子)>気になる様子の子どもへ声かけするようにしている。保護者を知っている場合は電話で連絡する場合もある。	
	子育てサロン	未就学児の 保護者	サービス	<S(親)>年2回開催。保護者の交流の場を提供。	

注1)「支援対象」の欄には、本報告書の主な関心対象である「未就学児」、「就学児（就学児相当の子ども）」および「未就学児の保護者」「就学児（就学児相当の子ども）の保護者」のうち、当該支援がいずれに直接的に関わるのかを記載している。
 なお、未就学児および就学児いずれにも当該支援が関わっている場合は「子ども全般」と表記し、未就学児の保護者および就学児の保護者いずれにも当該支援が関わっている場合は「保護者全般」と表記し、さらに未就学児、就学児、未就学児の保護者、および就学児の保護者いずれにも当該支援が関わっている場合は「世帯全般」と表記する。

注2) その他は表2-1の注を参照のこと。

3) 他の支援機関との連携の実態

行政の関係機関と他の支援機関との連携の実態を、表2-10に示す。また表2-10をまとめたものを表2-11に示す。以下では、定期的なやりとり、あるいは随時ではあるが高頻度でのやりとりを中心にみていく。

① 行政の関係機関と園・学校とのやりとり

【i.「こども発達支援センター—子育て支援課—健康増進課—学校教育課—守口保健所—障がい福祉課—中央子ども家庭センター—障がい者基幹相談支援センター—保育園・幼稚園（市立幼稚園保育園園長会）—支援学校」間】

これらの機関は、2か月に1回定期的開催されている門真市障がい者地域協議会児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討している。

これらの機関のうち子育て支援課と健康増進課の間では、随時ではあるが高頻度でのやりとりも確認された。健康増進課が抱えているケースを子育て支援課の家庭児童相談センターと共有することが多いとのことである。

健康増進課と一部の園の間では随時ではあるが高頻度でのやりとりも確認され、母親に健康上の問題がある場合は園が健康増進課につないだり、乳幼児健診が未受診であることを共有したり、子どもの心身の発育・発達等について健康増進課と園とで連絡を取り合ったりしている。

【ii.「子育て支援課—学校教育課—守口保健所—中央子ども家庭センター—健康増進課」間】

これらの機関は、定期的に開催されている要保護児童連絡調整会議にて要保護・要支援児童についての情報共有、支援の在り方について話し合っている。なおこの会議に関して、子育て支援課は個人情報の取扱いが課題だと感じている。

【iii.「子育て支援課—保護課—SC—SSWer—中央子ども家庭センター—小学校」間】

F小学校の月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合っていることが確認された。ただし保護課は、CWによってはSSWerのことは全く知らず話したことはないという場合があるとのことである。

なお子育て支援課はF小学校に限らず様々な保育園・幼稚園・小学校・中学校と定期的な関わりまたは随時の関わりがある。

また子育て支援課と保護課は随時ではあるが高頻度でのやりとりもあり、子育て支援課の家庭児童相談センターから子どもの健全育成相談員にケースの相談をしている。ただし保護課によれば、家庭児童相談センターから子どもの健全育成相談員にケースの相談があっても、世帯主の同意が得られなければ関わることはできないとのことである。

また保護課と小学校・中学校の間でも、随時ではあるが高頻度でのやりとりがあり、具体的には学校から相談員にケースの相談があるとのことである。ただし保護課によれば、学校から子どもの健全育成相談員にケースの相談があっても、世帯主の同意が得られなければ関わることはできないという。

【iv.「適応指導教室「かがやき」—中学校」間】

適応指導教室「かがやき」と中学校の間では随時ではあるが高頻度でのやりとりがあり、学校が子どもを適応指導教室「かがやき」につないでいるとのことである。なお適応指導教室「かがやき」は、学校では少人数型の支援は難しいため、回復した子どもを学校へどのように通わせるかということに課題を感じている。

【v.「子ども悩み相談サポートセンター—小学校」間】

子ども悩み相談サポートセンターのカウンセラーが月 1 回 E 小学校に行き、1 人の子どもあたり、月 1 回程度プレイセラピーもしくはカウンセリングを実施している。

【vi.「民生委員・児童委員—小学校・中学校」間】

民生委員・児童委員③は、年 2 回、小学校の教員とその地区の委員とで子どもの状況について話し合っている。また民生委員・児童委員②は、民生委員・児童委員が小学校の評議員・中学校の保護者会の地区長であることから、学校の教員と子どもについてよく話合っているとのことであり、小学校・中学校と随時ではあるが高頻度でやりとりしているといえる。

② 行政の関係機関と地域支援機関等とのやりとり

【vii.「子育て支援課—障がい福祉課—地域福祉課—産業振興課—保護総務課—保護課—学校教育課—高齢福祉課—地域活動課—門真市民生委員・児童委員協議会—門真第 3 地域包括支援センター—ハローワーク—地域支援機関（J 法人）—障がい関係の事業所—就労関係の法人」間】

これらの機関は、J 法人の開催する年 1 回の全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議）で情報共有している。

これらの機関のうち子育て支援課と民生委員・児童委員は他の定期的な関わりもあり、年 4 回、地域会議の健康福祉部会で、子ども支援のイベントを子育て支援課と共同で実施している。

また、保護課と J 法人の間では随時ではあるが高頻度でのやりとりがあり、J 法人が生活困窮者自立相談支援事業への相談者を保護課へつないだり、保護課が相談者に J 法人の生活困窮者自立相談支援事業の相談を勧めたりしている。

【viii.「こども発達支援センター—障がい関係の事業所」間】

児童発達通所支援事業所連絡会をこども発達支援センターが事務局として定期的の実施している。

③ 行政の関係機関と園・学校、およびその地域支援機関等とのやりとり

【ix.「生涯学習課—園・学校—地域のボランティア—老人会」間】

これらの機関は、年 3 回の保幼小中支援協議会で、地域の問題点などを話し合っている。ただし生涯学習課によれば、学校や行政と貧困家庭の情報を共有することはほとんどなく、情報共有や機関の間での交流が不十分と感じている。

表 2-10 他の支援機関との連携の実態（行政の関係機関）

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
こども発達 支援センタ ー	行政 機 関 等	子育て支援課 健康増進課 学校教育課 守口保健所	定例（年 6） <支援計画> 門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
		障がい福祉課 中央子ども家 庭センター	定例（年 6） <支援計画> 門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（資料より）。 その中で保護者の障がい年金および児童の 特別児童扶養手当の受給申請の手続きにつ ながったことがある（調査票より）。	
	障がい者基幹 相談支援セン ター	定例（年 6）	<支援計画> 門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
		随時	<支援につなぐ> 保護者に精神疾患、知的障 がいがある場合は障がい者基幹相談支援セ ンターと連携し一緒に対応する。	
	子ども悩み相 談サポートセ ンター	随時	<支援を引き受ける> 子ども悩み相談サポ ートセンターが発達に課題のある子どもを こども発達支援センターにつないでくれる。 <支援につなぐ> こども発達支援センター が子ども悩み相談サポートセンターを相談 支援の場として保護者に紹介することもある。	
園・学 校	保育園・幼稚 園	定例（年 6）	<支援計画> 門真市障がい者地域協議会児 童専門会議に市立幼稚園保育園園長会が参 加しており、障がい児および発達に課題があ る児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）	
		随時	<支援を引き受ける> B 幼稚園は発達障がい が疑われる場合に、キンダーカウンセラーを 通して発達相談につないでくれる（B 幼稚園 へのインタビューより）。 <情報共有> B 幼稚園の園長とセンターのカ ウンセラーが子どもについて情報共有して いる（B 幼稚園へのインタビューより）。 <支援計画> <支援を引き受ける> 保育所 等発達支援事業で園を相談員が巡回し、職員 や保護者からの相談に応じる。	
	小学校	随時	<関わり> 保育所等訪問支援事業でセンタ ーの訪問員が小学校をたずねる。 通園事業に通う子どもが進学するときは引 き継ぎ書を送る。小学校と個別にケース会議 も開く。 就学後もセンターの相談員が学校と情報共 有。 <支援を引き受ける> E 小学校で発達に問題 がある子どもがいる場合は、こども発達支援 センターに紹介してくれることがある（E 小 学校へのインタビューより）。	
	中学校	随時	<関わり> 保育所等訪問支援事業でセンタ ーの訪問員が中学校をたずねる。	
	支援学校	定例（年 6）	<支援計画> 門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）	
	その他 障がい関係の 事業所	定例（頻度不 明）	<情報共有> 児童発達通所支援事業所連絡 会をこども発達支援センターが事務局とし て定期的に実施している。	

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
健康増進課 (保健師)	行政 機関 等	こども発達支 援センター	定例（年6） ＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
		保護課	随時 ＜支援につなぐ＞妊婦に対し経済的な支援 が必要な場合は、保護課につなぐ。	
		子育て支援課	定例（年6） ＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（資料より）。	
			定例（月1～3） ＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に参 加。要保護・要支援児童についての情報共有、 支援の在り方について話し合う。	
			随時（高頻度） ＜情報共有＞健康増進課が抱えているケー スを家庭児童相談センターと共有すること が多い。 ＜支援につなぐ＞支援の必要な妊婦を家庭 児童相談センターにつないだことがある。	
		地域福祉課	随時 ＜支援につなぐ＞妊婦に対し保護課につな ぐ必要はないが支援が必要な場合は地域福 祉課やJ法人につなぐ。	
		民生委員・児 童委員	随時 （民生委員・児童委員①の欄参照）	
		学校教育課	定例（年6） ＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
			定例（月1～3） ＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に参 加。要保護・要支援児童についての情報共有、 支援の在り方について話し合う。	
		守口保健所	定例（年6） ＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
			定例（月1～3） ＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に参 加。要保護・要支援児童についての情報共有、 支援の在り方について話し合う。	
	園・ 学 校	中央子ども家 庭センター	定例（年6） ＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
			定例（月1～3） ＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に参 加。要保護・要支援児童についての情報共有、 支援の在り方について話し合う。	
		障がい福祉課 障がい者基幹 相談支援セン ター	定例（年6） ＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児 童専門会議で、障がい児および発達に課題が ある児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
		支援学校		
		保育園・幼稚 園	定例（年6） ＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児 童専門会議に市立幼稚園保育園園長会が参 加しており、障がい児および発達に課題があ る児童への支援体制を検討（門真市資料よ り）。	
			随時（高頻度） ＜支援を引き受ける＞A 保育園は、母親に健 康上の問題がある場合は健康増進課につな いでくれる。また乳幼児健診が未受診の人 には、保育園で健診を受診するよう声をかけ てくれる（A 保育園へのインタビューより）。 ＜情報共有＞A 保育園とは、子どもの心身の 発育・発達等について健康増進課と連絡を取 り合っている（A 保育園へのインタビューよ り）。	

機関名	連携先		連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
子育て支援課	その他			<支援計画>A 保育園とは要保護のケース会議で情報共有および各関係機関の方針を確認（A 保育園へのインタビューより）。 <支援を引き受ける>A 保育園や B 幼稚園は、子どもの発達に課題がありそうな場合は健康増進課の保健師につないだり、電話で相談をしたりしてくれる（A 保育園・B 幼稚園へのインタビューより）。	
		J 法人	随時	<支援につなぐ>保健師が、高齢者や生まれたての子どもがいる家庭にエアコンが必要だと判断した場合や、食料に関する支援が必要だと判断した場合は、J 法人の貸付事業、食材支援に対象者をつなぐこともある（J 法人へのインタビューより）。 <情報共有>個別のケースについてはともにケース会議を開催することがある（J 法人へのインタビューより）。 <支援につなぐ>妊婦に対し保護課につなぐ必要はないが支援が必要である場合は地域福祉課や J 法人につなぐ。	
		医療機関	随時	<情報共有>医療機関が支援の必要な妊婦や母親を発見した場合は、保健師に連絡をくれる。	
		ヘルパー	随時	<支援につなぐ>支援の必要な妊婦をヘルパーにつなぐこともある。	障がい者手帳がなく利用できない人も多い。
	行政機関等	人権女性政策課	随時	<支援につなぐ>DV や経済的暴力などの場合につなぐ。	
		消費生活センター	随時	<支援につなぐ>借金問題がある場合は消費生活センターにつなぐ。	
		ハローワーク	定例（年 1）	<情報共有>J 法人の開催する全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）にともに参加している（J 法人のインタビューより）。	
			随時	<支援につなぐ>児童扶養手当の受給者をハローワークにつなぎ、就労支援を行っている。	
		こども発達支援センター	定例（年 6）	<支援計画>門真市障がい者地域協議会児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討（門真市資料より）。	
		障がい者基幹相談支援センター			
		障がい福祉課	定例（年 6）	<支援計画>門真市障がい者地域協議会児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討（門真市資料より）	
			定例（年 1）	<情報共有>J 法人の開催する全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）にともに参加している（J 法人のインタビューより）。	
		地域福祉課	定例（年 1）	<情報共有>J 法人の開催する全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）にともに参加している（J 法人のインタビューより）。	
		産業振興課			
		保護総務課			
		門真第 3 地域包括支援センター			
		高齢福祉課			
		地域活動課			

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
	中央子ども家庭センター	定例(月 1～3)	＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に中央子ども家庭センターが参加。要保護・要支援児童についての情報共有、支援の在り方について話し合う。	個人情報の取扱いが課題。
		定例(年 6)	＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児童専門会議に中央子ども家庭センターが参加し、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討(門真市資料より)。	
		定例(月 1+年 3)	＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合う(F 小学校の調査票より)。	
	健康増進課	定例(月 1～3)	＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に参加。要保護・要支援児童についての情報共有、支援の在り方について話し合う。	
		定例(年 6)	＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討(門真市資料より)。	
		随時(高頻度)	＜情報共有＞健康増進課が抱えているケースを家庭児童相談センターが共有することが多い(健康増進課へのインタビューより)。 ＜支援につなぐ＞支援の必要な妊婦を家庭児童相談センターにつないだことがある(健康増進課へのインタビューより)。	
	守口保健所	定例(月 1～3)	＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に参加。要保護・要支援児童についての情報共有、支援の在り方について話し合う。	
		定例(年 6)	＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討(門真市資料より)。	
	保護課	定例(月 1+年 3)	＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合う(F 小学校の調査票より)。	
		定例(年 1)	＜情報共有＞J 法人の開催する全体会議(門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議: 年 1 回)にともに参加している(J 法人のインタビューより)。	
		随時(高頻度)	＜情報共有＞子どもの健全育成事業相談員と家庭児童相談センターの職員は必要に応じて情報交換をしている(保護課へのインタビューより)。 ＜支援計画＞家庭児童相談センターから子どもの健全育成相談員にケースの相談が度々ある(保護課へのインタビューより)。 ＜支援につなぐ＞住むところ、生活費などに困っているケースが多く、その場合は保護課につなぐ。	
	子ども悩み相談サポートセンター	随時	＜情報共有＞場合により連絡を取っている。要保護児童連絡調整会議には子ども悩み相談サポートセンターは出席していないが情報は提供している。	
	適応指導教室「かがやき」	随時	＜支援につなぐ＞虐待のケースでは適応指導教室「かがやき」が家庭児童相談センターにつなぐことがある(適応指導教室「かがやき」へのインタビューより)。	
	学校教育課	定例(月 1～3)	＜支援計画＞要保護児童連絡調整会議に参加。要保護・要支援児童についての情報共有、支援の在り方について話し合う。	

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題	
		定例（年 1）	＜情報共有＞J 法人の開催する全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議：年 1 回）にともに参加している（J 法人のインタビューより）。		
		定例（年 6）	＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討（門真市資料より）。		
	Kadoma 塾	随時	＜情報共有＞家庭児童相談センターが特定の子どもについて「気にかけておいてほしい」と伝えている（Kadoma 塾へのインタビューより）。		
	SC SSWer	定例（月 1＋年 3）	＜支援計画＞月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合う（F 小学校の調査票より）。		
	民生委員・児童委員	定例（年 4）	＜関わり＞地域会議の健康福祉部会で、子ども支援のイベントを子育て支援課と共同で実施している（民生委員・児童委員へのインタビューより）。		
		定例（年 1）	＜情報共有＞J 法人の開催する全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議：年 1 回）に門真市民生委員・児童委員協議会が参加している。		
	園・学校	保育園・幼稚園・小学校・中学校	定例（月 1＋年 3）	＜支援計画＞F 小学校とは月 1 回のケース会議および年 3 回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合う（F 小学校の調査票より）。	
			定例（年 3）	＜支援計画＞E 小学校には要保護児童が多いので、E 小学校および関係機関が参加するケース会議を学期に 1 回行っている（F 小学校へのインタビューより）。 ＜情報共有＞G 中学校と学期に 1 回ほど連絡をとり、要保護児童について情報交換する（G 中学校へのインタビューより）。	
			定例（年 2～4）	＜情報共有＞要保護児童対策地域協議会で半年～4 半期に 1 回要保護生徒について洗い出しするときに、子育て支援課が G 中学校に子どもの様子聞きに行く（G 中学校へのインタビューより）。	
			定例（年 6）	＜支援計画＞門真市障がい者地域協議会児童専門会議に市立幼稚園保育園園長会が参加し、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討（門真市資料より）。	
			随時	＜情報共有＞子育て支援課が把握した虐待のケースについては関係する園や学校とやりとりをする。学校がケースについて動こうとしていることを子育て支援課が後から知る場合もある。 ＜支援計画＞要保護のケース会議で情報共有および各関係機関の方針を確認（A 保育園へのインタビューより）。 ＜支援を引き受ける＞不登校になった子どものいる母親に保育園が家庭児童相談センターを紹介してくれたことがある（A 保育園へのインタビューより）。 ＜情報共有＞保護者が迎えに来ない、子どもが登園しないことが何度も続く場合や、連絡が取れない場合などは保育園が家庭児童相談センターに連絡する（A 保育園へのインタビューより）。	

機関名	連携先		連携の タイミング	連携の内容	連携の課題	
				<情報共有>家庭児童相談センターが、「兄が中学校に登校していなが、弟は園に来ているか」といった問い合わせを保育園にする場合もある（A 保育園へのインタビューより）。 <情報共有>要保護児童連絡調整会議に保育園の代表が随時参加している（B 幼稚園へのインタビューより）。		
		支援学校	定例（年 6）	<支援計画>門真市障がい者地域協議会児童専門会議で、障がい児および発達に課題がある児童への支援体制を検討（門真市資料より）。		
	その他	J 法人	定例（年 1）	<情報共有>全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議：年 1 回）に子育て支援課が参加（J 法人へのインタビューより）。		
			随時	<情報共有>J 法人の生活困窮者自立相談支援員と情報共有している。 <支援につなぐ>金銭管理が必要な場合は J 法人につなぎたいと考えている。 <情報共有>個別のケースについては随時、J 法人の生活困窮者自立相談支援員と子育て支援課が電話でやりとりをしている。門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の月例会議（月 1 回）に子育て支援課が随時参加（J 法人へのインタビューより）。 <支援を引き受ける>J 法人が相談者を子育て支援課につなぐ場合もある（J 法人へのインタビューより） <支援につなぐ>子育て支援課で大阪府母子父子寡婦福祉資金の案内ができない場合は J 法人につなぐ。		
		I 法人	随時	<支援につなぐ>子育て支援課の母子自立支援相談員が支援の必要な母子を I 法人へ紹介する（I 法人へのインタビューより）。 <支援を引き受ける>I 法人も会員に母子自立支援相談員を紹介している（I 法人へのインタビューより）。		
		障がい関係の事業所	定例（年 1）	<情報共有>J 法人の開催する全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議：年 1 回）にともに参加している（J 法人のインタビューより）。		
		就労関係の法人				
		地域福祉活動家	随時	<支援につなぐ>法律相談に関わる場合は地域福祉活動家につなぐ。		
	適応指導教室「かがやき」	行政機関等	家庭児童相談センター（子育て支援課）	随時	<支援につなぐ>虐待のケースでは家庭児童相談センターにつなぐことがある。	
			子ども悩み相談サポートセンター	随時	<支援計画>子ども悩み相談サポートセンターのサポートチームと適応指導教室「かがやき」が同じ建物（門真市民プラザ）にあり、連絡取り合っている。サポートチームから適応指導教室「かがやき」に相談が来ることもある。 <支援につなぐ>適応指導教室「かがやき」に来た子どもをサポートチームのカウンセラーにつなぐ。	
教育委員会（注 2）			随時	<支援を引き受ける>保護者が学校に話してもだめだと思って教育委員会に相談に行った場合は、教育委員会から適応指導教室「かがやき」へ子どもが紹介される。		

機関名	連携先		連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
		民生委員・児童委員	数回限り	＜支援を引き受ける＞母親がうつ、子どもが不登校の家庭に民生委員・児童委員が適応指導教室「かがやき」を紹介してくれたことがある。	
	学校	中学校	随時（高頻度）	＜支援を引き受ける＞学校が子どもを適応指導教室「かがやき」につないでくれることが多い。 ＜支援につなぐ＞虐待のケースでは学校を通して行政機関につないだ。 保護者に連絡を取る場合は学校を通すようにしている。	学校では適応指導教室「かがやき」のような少人数型の支援は難しいため、回復した子どもを学校へどのように通わせるかということに課題を感じている。
生涯学習課	行政機関等	学校支援地域本部	随時	＜関わり＞サタスタとまなび舎 kids の運営、学校との調整は学校支援地域本部の学校支援 Co に委託している。	学校支援地域本部の校区ごとの会議に生涯学習課は参加しているが、校区ごとの会議ではサタスタ、まなび舎 Kids は議題にのぼらない。
		民生委員・児童委員	随時	＜情報共有＞生涯学習課からキッズサポーターとして子どもの登下校の見守りをお願いしており、生涯学習課も登下校の見守りに参加し、遅れてくる子ども、身だしなみが乱れている子どもなどについて、民生委員・児童委員、現場の学校の管理職と立ち話的に情報共有する。	
	園・学校	学校	随時	＜関わり＞学校支援 Co のいない校区は、サタスタとまなび舎 kids の調整は生涯学習課と学校とで行う。 ＜情報共有＞生涯学習課も登下校の見守りに参加し、遅れてくる子ども、身だしなみが乱れている子どもなどについて、民生委員・児童委員や現場の学校の管理職と立ち話的に情報共有する。	学校や行政と貧困家庭の情報を共有することはない。 学校とサタスタ、まなび舎 Kids はほとんど交流がない。 生涯学習課はすべての学校について登下校の見守りに参加しているわけではなく情報共有は不十分。
			定例（年 3 回）	＜関わり＞ <u>保幼小中支援協議会</u> にて、H 中学校（子ども支援 Co・PTA 会長）、H 中学校区の小学校と関わっている。	
		保育園・幼稚園	定例（年 3 回）	＜関わり＞ <u>保幼小中支援協議会</u> にて関わっている。	
	その他	地域のボランティア			
		老人会			
保護課	行政機関等	K 法人	数回限り	＜関わり＞K 法人の職員は学習支援のスキルを持っているので、現状や K 法人とサタスタとで共有・協力できないか等について 1 度話し合いをした。	
		健康増進課	随時	＜支援を引き受ける＞健康増進課が妊婦に対し経済的な支援が必要と感じた場合は、保護課につないでくれる。	
		家庭児童相談センター（子育て支援課）	定例（年 1）	＜情報共有＞J 法人の生活困窮者自立相談支援事業の <u>全体会議</u> （門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議：年 1 回）に参加。	家庭児童相談センターから相談員にケースの相談があっても、世帯主の同意が得られなければ関わることはできない。
			定例（月 1＋年 3）	＜支援計画＞月 1 回の <u>ケース会議</u> および年 3 回の <u>拡大ケース会議</u> で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合う（F 小学校の調査票より）。	
			随時（高頻度）	＜情報共有＞子どもの健全育成相談員と家庭児童相談センターの職員は随時情報交換をしている。 ＜支援計画＞家庭児童相談センターから相談員にケースの相談が度々ある。	

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
	中央子ども家庭センター	定例(月1+年3)	<支援計画>月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合う(F小学校の調査票より)。	
		随時	<情報共有>随時情報共有。 <支援につなぐ>保護者を子ども家庭センターに連れていくことがある。	
	学校教育課	定例(年1)	<情報共有>J法人の生活困窮者自立相談支援事業の全体会議(門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議:年1回)に参加。	
	SC	定例(月1+年3)	<支援計画>月1回のケース会議および年3回の拡大ケース会議で、子どもの問題行動、子どもの虐待、保護者への支援について話し合う(F小学校の調査票より)。	CWによってはSSWerのことは全く知らず、話したことはないという場合がある。
	SSWer			
	障がい者基幹相談支援センター	随時	<支援につなぐ>保護者に障がいがある場合は障がい者基幹相談支援センターにつなぐ。	
	地域福祉課	定例(年1)	<情報共有>J法人の生活困窮者自立相談支援事業の全体会議(門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議:年1回)に参加。	
	保護総務課			
	障がい福祉課			
	高齢福祉課			
	産業振興課			
	地域活動課			
	ハローワーク			
	門真第3地域包括支援センター			
	民生委員・児童委員	定例(年1)	<情報共有>J法人の開催する全体会議(門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議:年1回)に門真市民生委員・児童委員協議会が参加している。	
		随時	<情報共有>ケースに関して民生委員・児童委員が得た情報を保護課に報告してくれる。	
	園・学校	保育園	随時	<支援計画>要保護のケース会議で情報共有および各関係機関の方針を確認(A保育園へのインタビューより)。
		小学校	定例(月1+年3)	
		小学校・中学校	随時(高頻度)	
	その他	J法人	定例(年1)	<情報共有>J法人の生活困窮者自立相談支援事業の全体会議(門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議:年1回)に参加。

機関名	連携先		連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
			随時（高頻度）	＜支援を引き受ける＞J 法人が生活困窮者自立相談支援事業への相談者を保護課へつないでくれることも多い（J 法人へのインタビューより）。 ＜支援につなぐ＞保護課が相談者に J 法人の生活困窮者自立相談支援事業の相談を勧めることも多い（J 法人へのインタビューより）。 ＜情報共有＞個別のケースについては随時、J 法人の生活困窮者自立相談支援員と電話でやりとりをしている。J 法人の生活困窮者自立相談支援事業の随時のケース会議に保護課が参加（J 法人へのインタビューより）。	
		障がい関係の事業所	定例（年 1）	＜情報共有＞J 法人の生活困窮者自立相談支援事業の全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議：年 1 回）に参加。	
		就労関係の法人	定例（年 1）	＜情報共有＞J 法人の生活困窮者自立相談支援事業の全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議の全体会議：年 1 回）に参加。	
子ども悩み相談サポートセンター	行政機関等	家庭児童相談センター（子育て支援課）	随時	＜情報共有＞場合により連絡を取っている。要保護児童連絡調整会議には子ども悩み相談サポートセンターは出席していないが情報は貰っている。	
		こども発達支援センター	随時	＜支援につなぐ＞発達に課題のある子どもについては、こども発達支援センターにつなぐ。 ＜支援を引き受ける＞こども発達支援センターが子ども悩み相談サポートセンターを相談支援の場として保護者に紹介することもある。	
		民生委員・児童委員	数回限り	＜支援を引き受ける＞母親がうつ、子どもが不登校の家庭に、民生委員・児童委員が子ども悩み相談サポートセンターを紹介してくれたことがある。	
		適応指導教室「かがやき」	随時	＜支援計画＞子ども悩み相談サポートチームと適応指導教室「かがやき」が同じ建物（門真市民プラザ）にあり、連絡取り合っている。サポートチームから適応指導教室「かがやき」に相談が来ることもある（適応指導教室「かがやき」へのインタビューより）。 ＜支援を引き受ける＞適応指導教室「かがやき」に来た子どもを子ども悩み相談サポートチームのカウンセラーにつなぐ（適応指導教室「かがやき」へのインタビューより）。	
		地域福祉課	数回限り	＜関わり＞事業の紹介をしあった。	
	学校	小学校	定例（月 1）	＜支援を引き受ける＞子ども悩み相談サポートセンターのカウンセラーが E 小学校に行き、1 人の子どもあたり、月 1 回程度プレイセラピーもしくはカウンセリングを実施（E 小学校へのインタビューより）。	

機関名	連携先		連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
		小学校・中学校	随時	＜支援を引き受ける＞学校が子どもを子ども悩み相談サポートセンターのプレイセラピーにつないでくれる。プレイセラピーは子ども悩み相談サポートセンターで行う場合と学校で行う場合がある。 ＜支援を引き受ける＞学校の教員から子どもについて相談を受ける場合や、教員自身の相談を受ける場合がある。 ＜支援計画＞学校のケース会議に子ども悩み相談サポートセンターのSSWerや相談員、カウンセラーが入る場合がある。 ＜情報共有＞子ども悩み相談サポートセンターで子どもに関わる場合はその旨を学校の管理職に伝えるようにしている。	
Kadoma 塾	行政機関等	家庭児童相談センター（子育て支援課）	随時	＜情報共有＞家庭児童相談センターから特定の子どもについて「気にかけておいてほしい」と言われている。	
	学校	中学校	随時	＜支援を引き受ける＞子どもに個別にKadoma 塾の紹介をしてもらうこともある。ただし Kadoma 塾に通っていることが学校で広がらないよう教員に気をつけてもらっている。 ＜支援の周知＞学校の中1・中2の教室にポスターを掲示してもらう。中3の子ども全員にチラシと申し込み用紙を配布してもらう。 ＜情報共有＞欠席が目立つ子ども等について学校の教頭と簡単な情報交換をすることはある。	欠席が目立つ子どもがいる場合も、学校の教員に子どもへの声かけを願うことはできていない。
民生委員・児童委員①	行政機関等	健康増進課	随時	＜支援につなぐ＞ネグレクトの疑いのある場合は健康増進課に報告する。	健康増進課には保護者が出向かないと利用が始まらない。保護者と早くからつながりたいので、保健師の家庭訪問などに参加したい。
		子育て支援課	随時	＜支援計画＞民生委員・児童委員が関わった家庭が生活保護受給の場合は連絡がある。支援の方法について相談する。	
	学校	小学校	定例（不明）	＜関わり＞学期ごとの地区会、小学校主催の地区懇談会に参加。民生委員・児童委員も参加する。子どものケースの話はほとんどなく学校周辺の安全などの話を中心。	
	その他	地域	随時	＜情報共有＞地域住民から、気になる家庭、子どもについて民生委員・児童委員に情報提供がある。	
民生委員・児童委員②	行政機関等	家庭児童相談センター（子育て支援課）	定例（年4）	＜関わり＞中学校の地域会議の健康福祉部会で、子ども支援のイベントを子育て支援課と共同で実施している。	
			随時	＜支援を引き受ける＞虐待疑いの家庭について家庭児童相談センターから見守りの依頼がある場合がある。 ＜情報共有＞虐待疑いの家庭に民生委員・児童委員が関わっている場合は、家庭児童相談センターから連絡があるため、情報を伝えるようにしている。 ＜支援につなぐ＞民生委員・児童委員が家庭訪問した場合や家庭から相談があった場合は子育て支援課につなぎ、子育て支援課から障がい福祉課をはじめとした支援機関につないでもらう。	
		警察	随時	＜関わり＞子どもに関して警察と連携することがある。	

機関名	連携先		連携の タイミング	連携の内容	連携の課題	
	学校	小学校	随時（高頻度）	＜情報共有＞民生委員・児童委員がある小学校の評議員であることから、学校の教員と子どもについてよく話合っている。		
		中学校	随時（高頻度）	＜情報共有＞民生委員・児童委員がある中学校の保護者会で地区長をしていることから、校長、教頭に子どもについてよく報告している。		
	その他	地域	随時	＜支援を引き受ける＞地域住民が支援の必要な家庭を民生委員・児童委員につないでくれることがある。		
民生委員・児童委員③	行政	子育て支援課	随時	＜支援を引き受ける＞子育て支援課から家庭訪問・見守りの依頼を受けることがある。	民生委員・児童委員が中学校や保護課へ報告した後は、その件に関するフィードバックがなく関与しにくい。	
			数回限り	＜支援計画＞ある家庭について、支援の方法を子育て支援課と民生委員・児童委員とで話し合ったことがある。		
		子ども悩み相談サポートセンター	数回限り	＜支援につなぐ＞母親がうつ、子どもが不登校の家庭に子ども悩み相談サポートセンターや適応指導教室「かがやき」を紹介したことがある。		
		適応指導教室「かがやき」				
		保護課	随時	＜情報共有＞ケースに関して民生委員・児童委員の得た情報を保護課に報告する。		
	学校	中学校	随時	＜支援を引き受ける＞学校から気になる家庭への家庭訪問の依頼がある。 ＜情報共有＞依頼を受けて家庭訪問してわかったことは中学校へ報告する。		
		小学校	定例（年2）	＜情報共有＞年2回、小学校の教員とその地区の民生委員・児童委員とで子どもの状況について話し合う。		
			随時	＜情報共有＞登下校の見守りの際、頻繁に遅れて来る子どもがいる場合は学校に報告するようにしている。		
	その他	地域	随時	＜情報共有＞地域住民から気になる家庭について情報提供がある。		
			数回限り	＜支援を引き受ける＞登下校の見守りを自治会長から依頼された。		

注 1) 民生委員・児童委員は6名に調査を行ったが、うち3名からは連携に関する情報が得られなかった。

注 2) インタビューにて「教育委員会」との発言があった場合に、学校教育課と生涯学習課いずれの課を意味しているのかが不明である場合があった。ここではそのようなケースを「教育委員会」と表記している。

注 3) その他は表 2-3 の注を参照のこと。

表 2-11 他の支援機関との連携の実態まとめ（行政の関係機関）

調査対象の行政関係機関		こども発達支援センター	健康増進課	子育て支援課	適応指導教室「かがやき」	生涯学習課	保護課	子ども悩み相談サポートセンター	Kadoma 塾	民生委員・児童委員
行政機関等	こども発達支援センター		○	○				△		
	健康増進課	○		○◎			△			△
	子育て支援課	○	○◎		△		○◎	△	△	○△
	適応指導教室「かがやき」			△				△		
	生涯学習課									(△)
	保護課		△	○◎						△
	子ども悩み相談サポートセンター	△		△	△					
	教育委員会（注 2）				△					
	学校教育課	○	○	○			○			
	Kadoma 塾（注 3）			△						
	民生委員・児童委員		△	○		△	○△			
	中央子ども家庭センター	○	○	○			○△			
	障がい福祉課	○	○	○			○			
	SC			○			○			
	SSWer			○			○			
	地域福祉課		△	○			○			
	障がい者基幹相談支援センター	○△	○	○			△			
	高齢福祉課			○			○			
	地域活動課			○			○			
	学校支援地域本部					△				
	守口保健所	○	○	○						
	人権女性政策課			△						
	消費生活センター			△						
	産業振興課			○			○			
	保護総務課			○			○			
	門真第 3 地域包括支援センター			○			○			
	ハローワーク			○△			○			
園・学校	保育園・幼稚園	○△	○◎	○△		○	△			
	小学校	△		○△		○	○◎	○△		○◎
	中学校	△		○△	◎	○	◎	△	△	◎
	支援学校	○	○	○						
その他	I 法人			△						
	J 法人		△	○△			○◎			
	K 法人									
	障がい関係の事業所	○		○			○			
	就労関係の法人			○			○			
	医療機関		△							
	ヘルパー		△							
	地域福祉活動家			△						
	地域のボランティア					○				△
	老人会					○				
	警察									△

注 1) ○は、定期的なやりとりがあることを意味する。◎は、随時（高頻度）のやりとりがあることを意味する。△は、随時（高頻度ではない）のやりとりがあることを意味する。民生委員・児童委員の列の生涯学習課の欄においては、本報告書の調査対象の民生委員・児童委員へのインタビューでは確認されなかったが、生涯学習課へのインタビューで随時のやりとりが確認されたため、(△)としている。

注 2) 学校教育課および生涯学習課は教育委員会に含まれるが、インタビューにて「教育委員会」との発言があった場合に、いずれの課を意味しているのかが不明である場合があった。ここではそのようなケースを「教育委員会」と表記している。

注 3) Kadoma 塾は学校教育課だが、学校教育課とは別の欄としている。

3. 地域支援機関

1) 支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有等の仕組み

① 支援の必要な可能性のある子ども・家庭の発見方法

相談事業やサービスの利用申請、また関係機関からの情報提供で、支援を要する子ども・家庭を発見していることが確認された。

② 支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有の仕組み

支援の必要な子ども・家庭に関する機関内の情報共有の仕組みについては、十分なデータが得られなかった。

2) 子ども・家庭に対し実施している支援の実態

地域支援機関が子ども・家庭に対し実施している支援の実態を表 2-12 に整理する。本報告書では、現金・家事援助・場所・医療等の提供を「サービス」とし、保護者・子どもへの相談・カウンセリングは「相談」としているが、それぞれ以下の支援が確認された。

① サービス

【経済的なサービス】

経済的なサービスを実施しているのは J 法人である。世帯全体に関わる経済サービスとして生活福祉資金の貸付、住居確保給付金の支給、現金・食料・物品の支給を行っている。また就学児に関わる経済サービスとして、教育資金の貸付を行っている。さらに判断能力が不十分な人への金銭管理も実施している。

【ソーシャルキャピタルに関わるサービス】

ソーシャルキャピタルに関わるサービスを実施しているのは、I 法人、K 法人である。具体的にみると、未就学児・就学児のソーシャルキャピタルに関わるサービスには、交流機会の提供（I 法人）がある。就学児のソーシャルキャピタルに関わるサービスには、学習支援（K 法人）がある。保護者のソーシャルキャピタルに関わるサービスには、交流機会の提供（I 法人）がある。

【ヒューマンキャピタルに関わるサービス】

K 法人が就学児のヒューマンキャピタルに関わるサービスとして、学習支援を実施している。

② 相談

いずれの法人も相談事業を実施している。そのうち I 法人、J 法人は保護者全般から相談を受けており、K 法人は就学児の保護者から相談を受けている。

本報告書では、相談事業はすべてソーシャルキャピタルに関わる支援と捉えている。ただしその相談の内容から、経済的なことに関わる相談、ソーシャルキャピタルに関わる相談、ヒューマンキャピタルに関わる相談の 3 つに分類することができる。

【経済的なことに関わる相談】

J 法人は世帯全体の経済的なことに関わる相談を受けている。

【ソーシャルキャピタルに関わる相談】

ソーシャルキャピタルに関わる相談を受けているのは J 法人であり、生活困窮者自立相談支援事業の中で、世帯全体を対象に就労相談を受けている。その他、J 法人のコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」とする）は、様々な相談を受ける中でソーシャルキャピタルに関わる相談を受けていると考えられる。

【ヒューマンキャピタルに関わる相談】

K 法人はヒューマンキャピタルに関わる相談として、保護者の子どもの教育に関する悩みの相談を受けている。その他、J 法人の CSW は様々な相談を受ける中でヒューマンキャピタルに関わる相談を受けていると考えられる。

表 2-12 子ども・家庭に対し実施している支援の実態（地域支援機関）

機関名	事業名等	支援対象 (注 1)	支援の形態	支援における工夫点	支援における不足点	
I 法人	交流機会の提供	世帯全般	サービス	<S（親・子）> 年 3 回、親子で家庭料理を楽しむ会を開催。今後は子どもだけの参加や一般の参加も募集する。調理にも参加してもらう予定。	会員の高齢化により、支援の必要な世帯とのギャップがある。 会員もあまり集まらない。	
			サービス	<S（親・子）> 親子で参加できる日帰りのバスツアーを年 1 回開催。保護者 5000 円、子どもは無料。		
	家庭訪問	保護者全般	相談	<S（親）> 機関誌を会員にポスティングしに行くときは、なるべく会って話すようにしている。		
	相談		相談	<S（親）> 毎月の定例会で相談を受け付けている。ただしほとんど相談はない。		
J 法人	生活支援	世帯全般	サービス	生活福祉資金は 176 世帯、住居確保給付金は 26 人が利用（平成 27 年度）。 <経済> 生活困窮者に対する生活福祉資金（教育資金、エアコン設置資金）の貸付。教育資金貸付は無利子で、生活保護世帯や低所得世帯なら審査が通る。貸付後に様子を伺う等はしていない。	貸付の必要性の高い世帯は返済が難しい。完全給付型の奨学金なども必要。	病院や保護課に相談に行けない人に車をすぐ出すサービスが必要。 現在 J 法人には移送ボランティアグループがない。 関わりを拒否する家庭に対しては事態が悪化してからでないと支援することができない。 保護者のみと関わることが多く、その世帯の子どもの状況がわからず支援できない。
			サービス	78 世帯が利用（平成 27 年度）。 <経済> 生活困窮者に対し食料など現物支給。市民や事業所から寄付された現金、食料、物品などを活用している。一時的なつなぎとして支給している。食材支援では世帯人数を聞いてそれに合わせて食材を支給。	現金の支給は施設長の許可がいるため、その場ですぐに支給するのは難しい。	
			相談	147 人が利用（平成 27 年度）。 <経済・S（親）> 地域福祉課からの委託で CSW の相談事業を行っている。生活費に関する相談がほとんど。相談者をサービスにつなぐことが重要な任務と考え、各機関との連携を積極的に行っている。J 法人内の食材支援、金銭管理につなぐこともある。子どもの教育や子育ての相談もあり、ケースによっては、CSW と SSWer が連携する場合もある。		
	生活困窮者自立相談支援事業		相談	生活保護に至る前段階の支援、生活保護が受給できない人の支援を目的として、相談を受けている。 <経済・S（親）> 生活、食料、資金の相談に応じ、場合により J 法人内の貸付事業、CSW、金銭管理サービスにつなぐ。基金を使って相談者と買い出しに行くこともある。生活困窮者自立相談支援事業というかたちになり相談に来やすくなった。 <経済・S（親）> 就労の相談に応じ、必要に応じ就職関係の技術を持っている法人につないで就職活動のフォローをしてもらう。初回給料までの生活費の貸し出しは J 法人のサービスにつなぐ。	手持ちの支援方法が限られていて相談者に対し何もできない場合もある。必要時にすぐに現金を渡せる仕組みがほしい。 生活困窮者自立支援法により、ひきこもり相談の一部を生活困窮自立相談支援事業が担うことになったが、ケースについて十分な引き継ぎができていない。	
			サービス	住居確保給付金（家賃）などの支給。		

機関名	事業名等	支援対象 (注 1)	支援の形態	支援における工夫点	支援における不足点	
	金銭管理	保護者全般 (判断能力が不十分な保護者)	サービス	<経済>金銭管理の補助。		
K 法人	学習支援	小学生	サービス	138 人が利用 (平成 27 年度)。 <S (子)・H (子)>土曜日の 10～12 時、3、4 年生を対象に国語と算数を教える。学校の復習が中心。2 か所で開催。スタッフは門真市の小学校・中学校の元教員 35 名＋保護者のボランティア。30 人クラスにスタッフが 5 名。 収入は正会員費 (年間 2000 円)、賛助会員費、寄付であり、支出は文具や教材、用紙の出費、およびスタッフへの交通費 (原則、半額を負担)。 例年応募が多く、抽選を行っている。 現在のところ支援機関への紹介や連絡が必要な子ども・家庭はない。	経済的事情から K 法人を利用したい家庭が抽選で落ちることがある。今後は必要性の高い子どもが利用できるような抽選を行わない枠を設けたい。ただし、課題のある子どもを集めるとスタッフの負担が増えボランティアの域を超えるという懸念もある。 行政委託や補助金は、やりたいことが自由にできなくなるとの思いから受けていないが、助成の必要性は感じている。	
	教育支援	小学生の保護者	相談	<S (親)・H (子)>年 2 回、参観・懇談会を行う。 電話、送迎の際に保護者とスタッフとで子どもについて相談することがある。各クラスの連絡担当スタッフが保護者の相談を受ける場合もある。	外国籍の子どもへの支援の必要性も感じている。 生活困窮家庭も利用しやすいように、小学校区ごとに支援を展開したいが、スタッフが集まらない可能性がある。	

注 1) 「支援対象」の欄には、本報告書の主な関心対象である「未就学児」、「就学児 (就学児相当の子ども)」および「未就学児の保護者」「就学児 (就学児相当の子ども) の保護者」のうち、当該支援がいずれに直接的にかかわるのかを記載している。なお、未就学児および就学児いずれにも当該支援が関わっている場合は「子ども全般」と表記し、未就学児の保護者および就学児の保護者いずれにも当該支援が関わっている場合は「保護者全般」と表記し、さらに未就学児、就学児、未就学児の保護者、および就学児の保護者いずれにも当該支援が関わっている場合は「世帯全般」と表記する。

注 2) その他は表 2-1 の注を参照のこと。

3) 他の支援機関との連携の実態

地域支援機関と他の機関との連携の実態を表 2-13 に示す。また表 2-13 をまとめたものを表 2-14 に示す。以下では、定期的なやりとり、あるいは随時ではあるが高頻度でのやりとりを中心にみていく。

① 地域支援機関と行政関係機関とのやりとり

【i. 「子育て支援課—地域支援機関」間】

子育て支援課と定期的なやりとりをしているのは J 法人である。J 法人は、J 法人の開催する年 1 回の全体会議 (門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議) で子育て支援課と情報共有している。

【ii. 「保護課—地域支援機関」間】

保護課と定期的なやりとりをしているのは J 法人である。具体的には、i 「子育て支援課—地域支援機関」でみた年 1 回の全体会議で情報共有している。保護課と J 法人との間では随時ではあるが高頻度でのやりとりもあり、J 法人が生活困窮者自立相談支援事業への相談者を保護課へつないだり、保護課が相談者に J 法人の生活困窮者自立相談支援事業の相談を勧めたりしている。

【iii. 「民生委員・児童委員—地域支援機関」間】

民生委員・児童委員と定期的なやりとりをしているのは J 法人である。具体的には、i でみた年 1 回の全体会議で情報共有している。民生委員・児童委員と J 法人は随時ではあるが高頻度で情報交換も行っている。

【iv.「地域福祉課―産業振興課―保護総務課―障がい福祉課―学校教育課―高齢福祉課―地域活動課―門真第3地域包括支援センター―ハローワーク―地域支援機関」間】
J法人はこれらの機関とも、iでみた年1回の全体会議で情報共有している。

② 地域支援機関と園とのやりとり

【v.「園―地域支援機関」間】

園と定期的なやりとりをしているのはJ法人である。具体的には、民間保育園協議会が月1回の地域福祉連絡会に参加しており、そこで園とJ法人が情報共有している。

③ 地域支援機関とその他機関とのやりとり

【vi.「就労関係の法人―障がい関係の事業所―地域支援機関」間】

これらの機関と定期的なやりとりをしているのはJ法人である。具体的には、iでみた年1回の全体会議で情報共有している。なおJ法人と就労関係の法人は日常的にやりとりがあるとのことである。

【vii.「医療機関―養護施設関係者―地域支援機関」間】

これらの機関と定期的なやりとりをしているのはJ法人である。具体的には、vでみた月1回の地域福祉連絡会にこれらの機関に参加してもらい、アドバイスを受けている。

表 2-13 他の支援機関との連携の実態（地域支援機関）

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題
I法人	行政機関等 子育て支援課	随時	＜支援を引き受ける＞子育て支援課の母子自立支援相談員が支援の必要な母子をI法人へ紹介してくれる。 ＜支援につなぐ＞I法人も会員に母子自立支援相談員を紹介している。	保護課やJ法人にどのような支援があるのかを把握できていないため、うまくつなげていない。
	民生委員・児童委員	数回限り	＜支援につなぐ＞保護者からの依頼で、民生委員・児童委員を紹介したことがある。	
J法人	行政機関等 保護課	定例（年1）	＜情報共有＞全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年1回）に保護課が参加。	
		随時（高頻度）	＜支援につなぐ＞生活困窮者自立相談支援事業への相談者を保護課へつなぐことも多い。 ＜支援を引き受ける＞保護課が相談者に生活困窮者自立相談支援事業の相談を勧めることも多い。 ＜情報共有＞個別のケースについては随時、生活困窮者自立相談支援員と電話でやりとりをしている。門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議のケース会議に保護課が随時参加。	
	民生委員・児童委員	定例（年1）	＜情報共有＞民生委員・児童委員協議会のメンバーが全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年1回）に参加。	
		随時（高頻度）	＜支援を引き受ける＞民生委員・児童委員の通報で支援の必要性を発掘できるケースが多い。 ＜支援につなぐ＞貸付に際して民生委員・児童委員に関わってもらっている。 ＜情報共有＞貸付を行った家庭に民生委員・児童委員に頻繁に訪問してもらい、民生委員・児童委員とJ法人とで情報交換。民生委員・児童委員との会議はなく、個別に連絡をとる。	
	子ども家庭センター	数回限り	＜情報共有＞J法人が貸付をおこなっていたネグレクトの疑いのケースについて、子ども家庭センター、子育て支援課、健康増進課で会議をした。	子ども家庭センターが対象家庭の情報を教えてくれず、J法人で調べることもできなかったため支援につながらなかった。

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題	
	子育て支援課	定例（年 1）	<情報共有>全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）に子育て支援課が参加。		
		随時	<情報共有>個別のケースについては随時、生活困窮者自立相談支援員と電話でやりとりをしている。門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の月例会議に子育て支援課が随時参加。 <支援につなぐ>相談者を子育て支援課につなぐ場合もある <支援を引き受ける>子育て支援課で福祉資金の案内ができない場合は J 法人につないでくれる（子育て支援課へのインタビューより）。		
	地域福祉課	定例（月 1）	<情報共有>月例会議、全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）に参加。		
		随時	<関わり>地域福祉課が生活困窮者自立相談支援事業を J 法人に委託している。		
	健康増進課（保健師）	随時	<支援を引き受ける>保健師が、高齢者や生まれたての子どもがいる家庭にエアコンが必要と判断した場合や、食料に関する支援が必要と判断した場合には、J 法人の貸付事業、食材支援につないでくれる。 <支援を引き受ける>健康増進課で支援が必要だが保護課につなぐ必要のない妊婦を発見した場合は、J 法人につないでくれることがある。 <情報共有>個別のケースについてはケース会議を開催することがある。		
	SSWer	数回限り	<支援につなぐ>SSWer と CSW で 2・3 回会議の場を設けて、役割分担を話し合った。CSW が引きこもりの相談を受けた場合などは、保護者の許可が出れば、SSWer につなぐ。	SSWer から相談依頼が来ることは少なく連携することは少ない。	
	産業振興課 保護総務課 障がい福祉課 学校教育課 高齢福祉課 地域活動課 門真第 3 地域包括支援センター ハローワーク	定例（年 1）	<情報共有>全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）に参加。		
	園	民間保育園協議会	定例（月 1）	<情報共有>月 1 回の地域福祉連絡会に参加。	
	その他	障がい関係の事業所	定例（年 1）	<情報共有>全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）に参加。	
		福祉関係の法人	随時	<情報共有>個別のケースについては随時、生活困窮者自立相談支援員と電話でやりとりをしている。門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の月例会議（8 回）に随時参加。 <支援につなぐ>家がないなどの場合には、福祉関係の法人の社会貢献事業につなぎ、家の設定、家具の運び込みなどを手伝ってもらう。	
		養護施設の関係者	定例（月 1）	<情報共有>月 1 回の地域福祉連絡会に参加。	
		就労関係の法人	定例（年 1）	<情報共有>全体会議（門真市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議の全体会議：年 1 回）に参加。	
			随時（高頻度）	<支援につなぐ>生活困窮者自立相談支援員が対象者から相談を受け、実際の就職支援は他の法人に依頼している。両者は日常的に連携している。	
	医療機関	定例（月 1）	<支援計画>医療機関が月 1 回の地域福祉連絡会に参加。会議の中で助言をもらう。		
		随時	<支援につなぐ>気軽に連絡をして相談したり、支援につないだりする関係ができています。		

機関名	連携先	連携の タイミング	連携の内容	連携の課題	
K 法人	行政機関等	生涯学習課	数回限り	＜関わり＞学習支援（まなび舎 kids、サタスタ、放課後児童クラブ）を行っている生涯学習課の申し出により、学習支援に関して意見交換を行った。	
	学校	学校	一	＜支援の周知＞3 学期に市内の小学校を回り、2 年生の担任向けに事業の PR を行っている。	学校から K 法人へボランティアにくる教員は減っている。 学校に負担をかけたくないなので、K 法人が組織として学校に子どもについて連絡することはない。
			随時	＜情報共有＞K 法人のスタッフと学校の現役教員とが知り合いのため、話す機会があれば子どもの情報を共有することがある。また学校の現役教員に K 法人のボランティアへの参加を呼びかけている（参加は年間 15 名程度）。	

注）表 2-3 の注を参照のこと。

表 2-14 他の支援機関との連携の実態まとめ（地域支援機関）

連携先		連携の内容	当該機関とやりとりのある 機関の数（注）	当該機関と定期的なやりと りがある機関の数	当該機関と高頻度でのやり とりがある機関の数
行政 機関 等	子育て支援課		2	1	0
	保護課		1	1	1
	民生委員・児童委員		1	1	1
	地域福祉課		1	1	0
	産業振興課		1	1	0
	保護総務課		1	1	0
	障害福祉課		1	1	0
	学校教育課		1	1	0
	高齢福祉課		1	1	0
	地域活動課		1	1	0
	門真第 3 地域包括支援センター		1	1	0
	ハローワーク		1	1	0
	健康増進課（保健師）		1	0	0
園・ 学校	民間保育園協議会		1	1	0
	学校		1	0	0
その 他	就労関係の法人		1	1	1
	障がい関係の事業所		1	1	0
	医療機関		1	1	0
	養護施設関係者		1	1	0
	福祉関係の法人		1	0	0

注）表 2-13 にて「数回限り」のやりとりとなっているものは含めない。

第3章 まとめと考察

1. 分析結果のまとめ

1) 支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有等の仕組み

①支援の必要な可能性のある子ども・家庭の発見方法

【保育園・幼稚園】

いずれの園も、職員が子どもの様子・送迎時の保護者の様子から、支援の必要な可能性のある子ども・家庭を発見している。不登園の家庭は気にかけるようにしている園もある。

【小学校・中学校】

来校している SSWer が気になる学年に対してスクリーニングを行い、支援の必要な可能性のある子どもを発見するようにしている学校がある。また、民生委員・児童委員との定期的な話し合いで子どもや家庭について情報を共有している学校がある。

【行政の関係機関】

いずれの機関も、相談事業やサービスの利用申請、また関係機関・支援者との連携を通して、支援の必要な可能性のある子ども・家庭を発見している。その中でも健康増進課は、妊娠届出時にガイドラインに従った妊婦の状況確認を実施するとともに、すべての乳幼児を対象とした乳幼児健診を実施しており、支援の必要な可能性のある家庭を確実に発見していく体制がある。また、保護課、民生委員・児童委員にも、支援の必要な可能性のある家庭を積極的に発見していく体制がある（保護課：生活保護世帯訪問時のアンケート、民生委員・児童委員：赤ちゃん訪問）。

【地域支援機関】

相談事業やサービスの利用申請、また関係機関からの情報提供で、支援の必要な可能性のある子ども・家庭を発見している。

②支援の必要な子ども・家庭に関する情報共有の仕組み

【保育園・幼稚園】

気になる子どもについて定期的な話し合いの場を持っている園もあれば、随時話し合うようにしている園もある。

【小学校・中学校】

SSWer が随時ケース会議を呼びかけ、支援の必要な子どもについて情報共有と支援方法の検討を行っている学校がある。

【行政の関係機関】

保護課は CW と子どもの健全育成相談員の間で随時、支援対象の家庭について情報共有している。

【地域支援機関】

（十分なデータは得られなかった。）

2) 子ども・家庭に対し実施している支援の実態

園・学校、行政関係機関、地域支援機関が実施している支援は、その支援の内容から、経済的なことに関わる支援／ソーシャルキャピタルに関わる支援／ヒューマンキャピタルに関わる

支援に分類できる（相談事業は、相談自体がソーシャルキャピタルに関わる支援であり、またその相談の内容を、経済／ソーシャルキャピタル／ヒューマンキャピタルに分類することができる）。また、その支援が誰の経済／ソーシャルキャピタル／ヒューマンキャピタルに関わるのかという視点で、未就学児／就学児／未就学児の保護者／就学児の保護者に分類することができる。以上の分類に基づき、それぞれの機関が実施している支援を図 3-1 に整理する。ただし、本報告書で実施したインタビュー調査では、それぞれの機関が「子ども」に対して実施している支援を中心に聞き取りを行ったため、「保護者」に対する支援については必ずしも網羅的に把握できているわけではないことに留意が必要である。

図 3-1 各機関が子ども・家庭（保護者）に対し実施している支援の実態

支援対象:未就学児		支援対象:就学児		支援対象:未就学児の保護者		支援対象:就学児の保護者	
経済的支援	用品・朝食提供	園	学校	経済的支援			
	ひとり親の自立促進資金支給		子育て支援課		ひとり親の自立促進資金支給		子育て支援課
		就学資金貸付	J法人		金銭管理		J法人
		就学資金相談	学校		生活保護支給		保護課
	生活保護支給		保護課		生活物資支給		J法人
	生活物資支給		J法人		住居確保資金支給		J法人
	住居確保資金支給		J法人		生活福祉資金貸付		J法人
	生活福祉資金貸付		J法人		経済に関わる様々な相談		子育て支援課 J法人
	経済に関わる様々な相談		子育て支援課 J法人				
ソーシャルキャピタルに関わる支援		学習支援	学校 生涯学習課、 保護課、Kadoma塾	ソーシャルキャピタルに関わる支援	通訳の派遣	園	
		日本語支援	K法人 学校		交流機会の提供	民生委員・児童委員	健康増進課 J法人
		居場所提供	学校		就労の相談		J法人
	交流機会の提供	不登校支援・相談	学校 適応指導教室かやぎ・子ども悩み相談 サポートセンター		相談事業	健康増進課 子ども悩み相談サポートセンター こども発達支援センター、保護課、子育て支援課、民生委員・児童委員	学校 J法人、J法人、K法人
	集団生活適応支援		こども発達支援センター		ソーシャルキャピタルに関わる様々な相談		子育て支援課 J法人
		就労の相談	J法人				
		相談事業	学校 子ども悩み相談 サポートセンター、 民生委員・児童委員				
	ソーシャルキャピタルに関わる様々な相談		子育て支援課 J法人				
ヒューマンキャピタルに関わる支援	育児情報の提供	健康増進課	学校	ヒューマンキャピタルに関わる支援			
	健康診査	健康増進課	保護課、Kadoma塾 生涯学習課				
	乳幼児健康相談	健康増進課	K法人				
	子どもの送迎	園	学校				
	発達・障がい支援		こども発達支援センター				
	発達・障がい相談		こども発達支援センター				
		登下校の見守り	生涯学習課				
		プレイセラピー	子ども悩み相談 サポートセンター				
		教育相談	K法人		ヒューマンキャピタルに関わる様々な相談		子育て支援課 J法人
	ヒューマンキャピタルに関わる様々な相談		子育て支援課 J法人				

注 1) 「支援対象」に関しては、その支援が誰の経済／ソーシャルキャピタル／ヒューマンキャピタルに関わるのか、という視点で整理している。例えば、保護課の「生活保護支給」は、支給自体は保護者に対して行われるが、支援自体は子ども・保護者両方に関わるため、帯がいずれの欄にもまたがるように表記している。

注 2) 相談事業に関しては、相談自体がソーシャルキャピタルに関わる支援であると捉えるとともに、その相談の

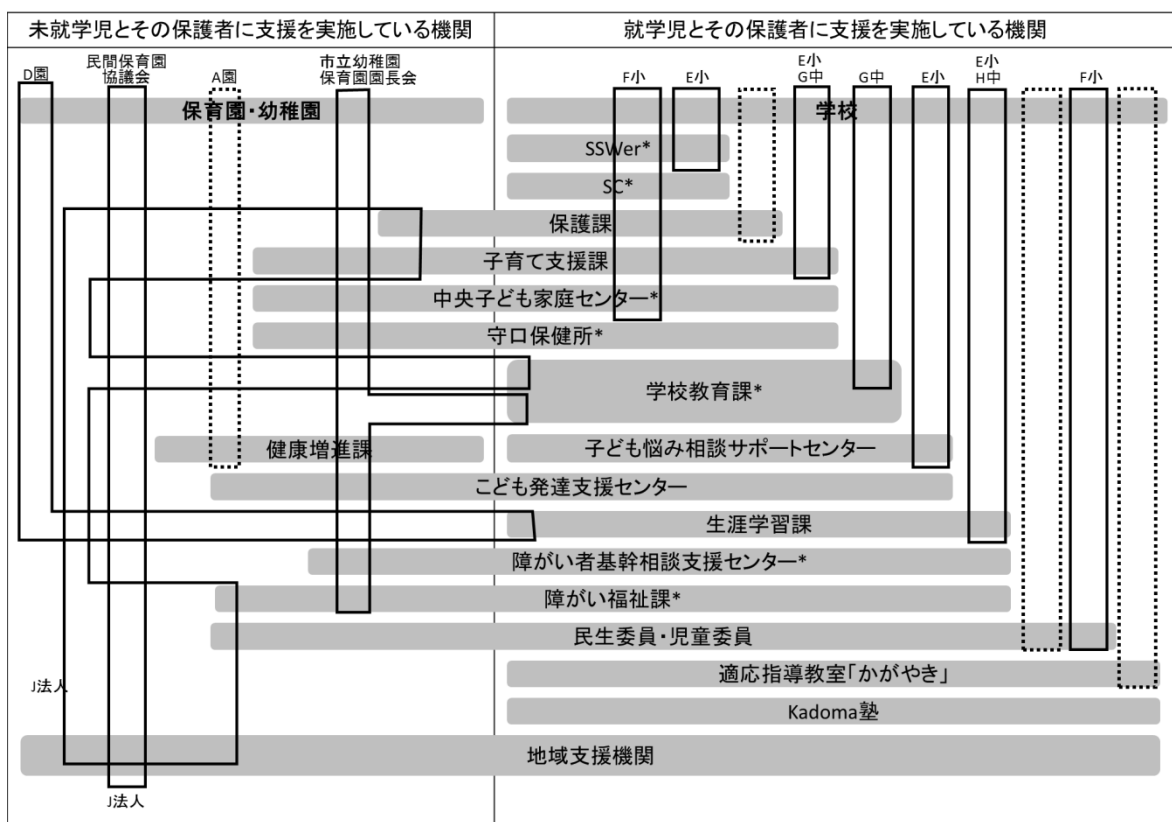
内容が、経済／ソーシャルキャピタル／ヒューマンキャピタルいずれに関わるかということも検討し、それぞれ対応する欄に帯を表記している。例えば発達・障がい相談は、相談内容は子どものヒューマンキャピタルに関わるため、未就学児および就学児のヒューマンキャピタルに関わる支援の欄に帯を示している。

3) 支援機関の連携の実態

①支援機関の連携の実態

どの機関の間で定期的なやりとりが確認されたのか、またどの機関の間で随時ではあるが高頻度でやりとりが確認されたのかを、図 3-2 に整理する。なお図 3-2 では、未就学児とその保護者に支援を実施している機関と就学児とその保護者支援を実施している機関とに区切って示しているが、各機関がいずれにあたるかは、前項でみた支援の内容から判断した（ただし本報告書の調査対象ではなかった機関については、分析者が適宜判断した）。

図 3-2 支援機関の連携の実態



注 1) 実線で囲った機関の間では定期的なやりとりが確認された。破線で囲った機関の間では随時ではあるが高頻度でやりとりが確認された。なお定期的なやりとりがあり、かつ高頻度でのやりとりがある場合は、基本的に破線は省略している。

注 2) 園と学校間、学校同士の連携については省略している。

注 3) * 印を記した機関は、本報告書では調査対象機関ではなかった機関である（学校教育課については、Kadoma塾についてのみお話を伺ったため、学校教育課自体は調査対象機関とはしていない）。なお、調査対象機関ではないが連携先となっていることが確認された機関は他にもある（ハローワークや老人会、警察など）が、ここですべてを記載することはせず、特に子どもの支援に関わりの大きい機関に限定して記載している。

注 4) Kadoma 塾は学校教育課に含まれるが、ここでは別の帯としている。

②各機関が関係機関との連携において感じている課題

【未就学児に関する連携】

- ・園—子育て支援課：人事異動や年度替わり時には子育て支援課からの要保護児童に関する情報提供が遅れがちになる、園と子育て支援課の間で情報共有できていないと感じている園がある。

また、両者の出席する会議で現場レベルの話し合いができていないと感じている園もある。

- ・園—子ども家庭センター：衣服が汚れているなど虐待かどうかははっきりしないケースは報告すべきかわからないと感じている園がある。
- ・園—健康増進課：個人情報保護の点から家庭に関する必要な情報が健康増進課から伝わってこないことがあると感じている園がある。
- ・園—こども発達支援センター：私立幼稚園が巡回相談を依頼したいと望んでいる。
- ・園—支援機関全般：私立の園は、虐待かどうかははっきりしない子どもについてはどこに相談すればよいのか分からないと感じている。

【就学児に関する連携】

- ・学校—子育て支援課：子育て支援課の参加するケース会議について、情報交換のみで終わりがちであると感じている学校がある。
- ・学校—保護課：保護課は、学校から保護課の子どもの健全育成相談員にケースの相談があっても、世帯主の同意が得られなければ関わることはできないとしている。一方学校からは、保護課の子どもの健全育成相談員を各校区に配置してほしいとの声が聞かれた。
- ・学校—SSWer：SSWer が毎年変わるため教員や保護者との信頼関係が結びにくい、中学校区に1人はSSWerの配置がほしいと感じている学校がある。
- ・学校—子ども悩み相談サポートセンター：プレイセラピーは1日1人程度しかできず、門真市全体が対象のため、予約が取りにくい状況になっているとのことである。
- ・学校—SC：SCの配置拡充を望んでいる学校がある。
- ・保護課—SSWer：小学校のケース会議で両者は同席しているが、保護課のCWによってはSSWerのことは全く知らず話したことはない場合があるとのことである。
- ・学校—適応指導教室「かがやき」：適応指導教室「かがやき」は、学校では少人数型の支援は難しいため、回復した子どもを学校へどのように通わせるかということに課題を感じている。
- ・学校—生涯学習課：生涯学習課は、学校や行政と貧困家庭の情報共有が不十分と感じている。

【未就学児・就学児いずれにも関わる連携】

- ・子育て支援課—中央子ども家庭センター—守口保健所—学校教育課—健康増進課：これらの機関が連携する要保護児童連絡調整会議に関して、子育て支援課は個人情報の取扱いが課題だと感じている。

2. 総合考察

門真市には、元教員を中心とした法人による学習支援や、生活保護を窓口にした相談支援、サタディ・スタディという土曜学校、生活困窮者自立相談支援機関との連絡会など、子どもの多様なニーズに応えるように多様な場の提供がある。その支援内容もそれぞれに工夫されている。通常、なかなか地域支援機関と子どもの相談、学校がつながることは難しいが、門真市ではそれらが子どものネットワークのなかに入っていることは評価すべきことである。また、各機関でまさに子どもに寄り添った生活支援まで行っていることも注目すべきであろう。反面、せっかく多様な支援を実施しているにも関わらず、縦割りになっているために、お互いに何をしているのかわからない、あるいはそれぞれ自身の長年培った方法での支援展開になっており、機関同士も1対1の関係である。

以下、子ども・家庭への支援における重要なポイントを2点あげてそれらに関する実態を確認したうえで、今後どのような仕組みが必要なのか、これからどのように支援を展開していく必要があるのかを述べたい。

子ども・家庭への支援における第1の重要なポイントは、支援の必要な子ども・家庭を確実に発見することである。そのためには、すべての子ども・家庭を対象に、客観的な基準を用いて支援の必要性があるかないかをスクリーニングしていくことが求められる。未就学児とその保護者に関しては、健康増進課がそのスクリーニングを行っている。したがって、各機関が健康増進課と密に連携していくことが重要と考えられるが、この点に関して、子育て支援課、子ども家庭センター、障がい福祉課などは健康増進課と定期的なやりとりがあり、健康増進課との連携の基盤はできているといえる。保育園・幼稚園は、市立の園の場合は健康増進課と定期的なやりとりがある。ただし園によっては、個人情報保護の点から家庭に関する必要な情報が健康増進課から伝わってこないと感じている。民間の保育園・幼稚園と健康増進課とが定期的に関わる機会を設けるとともに、個人情報をうまく共有できるシステムを構築していくことが求められる。一方、就学児とその保護者に関しては、一部の学校で、SSWerがスクリーニングを実施していることが確認された。支援の必要な子ども・家庭を確実に発見していくために、このような取り組みは評価されるが、SSWerはすべての学校でスクリーニングをできるほど人数が配置されていないという問題がある。

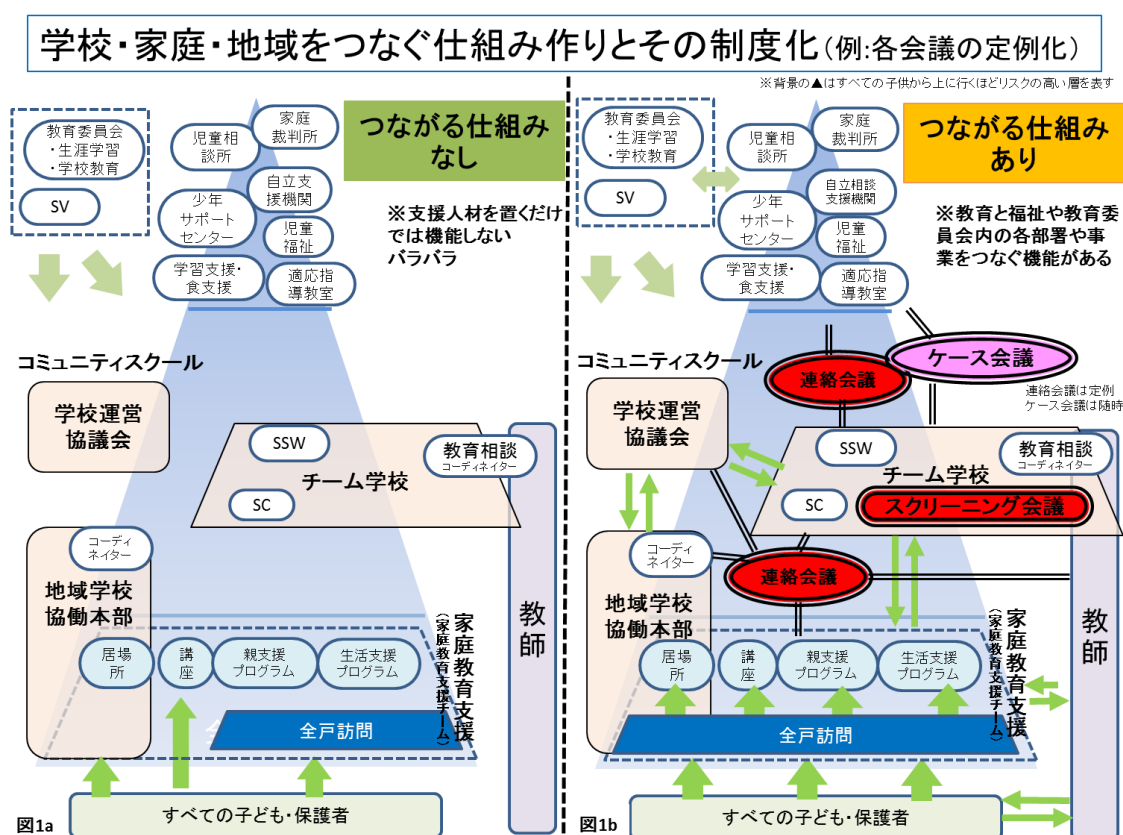
支援における第2の重要なポイントは、子どもに毎日関わっている保育園・幼稚園、小学校・中学校が多様な支援とつながることである。それに関して、保育園・幼稚園の場合は、市立の園は、未就学児とその保護者に対する支援を行っている子育て支援課、健康増進課、こども発達支援センターとは、定期的なやりとりがある。しかし私立の園では、虐待かどうかははっきりしない子どもについてはどこに相談すればよいのか分からないとの声があり、子育て支援課等の行政機関との連携の基盤ができていないことが窺える。ただし、私立の園（民間保育園協議会）が、幅広い支援を行っているJ法人と定期的にやりとりしている点は評価される。市立の園は地域支援機関と、私立の園は行政関係機関と定期的に関わる機会をそれぞれ設け、連携を進めていくことが求められる。

一方、小学校・中学校の場合は、一部の学校が、就学児とその保護者の支援を行っている子育て支援課、保護課、子ども悩み相談サポートセンター、生涯学習課、多様な支援のつなぎ役となるSSWerと定期的なやりとり、あるいは高頻度でのやりとりをしていることが確認された。しかしそれらの学校も、子育て支援課、保護課、子ども悩み相談サポートセンター、SSWerとの連携に関しては、時間の不足や人員の不足で満足に連携できていない様子が見える。また学習支援を行うKadoma塾やK法人、幅広い支援を行っているJ法人と定期的なやりとり、あるいは高頻度でのやりとりをしている学校はみあたらない。せっかく有効な資源が活用されているのにそれが日常、多忙な教員をサポートすることになっていないという問題が指摘できる。子どもを中心に考えてどこかがすべて知る、すべて行う、ではなく、チームあるいは

ネットワークで他機関も視野に入れて支援を展開する必要がある。教員は子どもを中心にした視点を持ち、ほかで受けている支援と同じ支援を教員が展開するのではなく、ほかの支援も含めて子どもへの教育と親を支えることができると効果的である。まさにいま、学校は朝食サービスまで個人の教員が行ったようなケースもあるが、個人が抱えるのではなく、例えば校内に朝食サービスを導入すれば、支えていた1人の子どもだけではなく、多くの子どもに提供できる。そのことを忘れてはならない。

今後は、学校においてスクリーニングの機能を高めていくこと、学校が様々な支援機関と定期的に関わる機会を設けること、より効率的な連携の在り方を検討すること、また学校におけるサポート人材を増やすことなどが求められる。学校を拠点に子どもの生活支援も含めて展開できるような支援策を打ち立てていく必要性も感じられる。これらを実現していくためには、例えば図3-3のように、各学校にスクリーニング会議、および地域人材や関係機関と定期的につながる連絡会を作ることが有効ではないだろうか。

図3-3 学校・家庭・地域をつなぐ仕組み作りとその制度化



注) 2016年12月教育再生実行会議に提出した山野の資料を一部改変したもの。

門真市子どもの生活実態に関する支援機関調査【調査票】

団体名 ()
記入者名 ()

貴団体の活動についてお伺いします。

問1 貴団体活動の中で、①子どもを利用対象として実施している事業または②子どものいる生活困窮家庭への支援として実施している事業の事業名とその内容について教えてください。

①子どもを対象とした事業

〈事業名〉 _____

〈内 容〉 例：毎週土曜日に〇〇施設で、小学生を対象に学習の支援を実施している。

〈平成27年度1年間における利用人数〉

_____ 人 (延べ人数 _____ 人)

(うち生活保護受給家庭など経済的課題のある子どもの人数)

_____ 人 (述べ人数 _____ 人)

②生活困窮家庭への支援事業

〈事業名〉 _____

〈内 容〉 _____

〈平成27年度1年間における利用人数〉

_____ 人 (延べ人数 _____ 人)

(うち子どもの人数) _____ 人 (延べ人数 _____ 人)

* 事業が複数ある場合には以下をお使いください。

〈事業名〉 _____

どちらかに○を （ 子ども対象事業 ・ 生活困窮家庭への支援事業 ）

〈事業名〉 _____

〈内 容〉 例：毎週土曜日に〇〇施設で、小学生を対象に学習の支援を実施している。

〈平成27年度1年間における利用人数〉

_____ 人（延べ人数 _____ 人）

（うち生活保護受給家庭など経済的課題のある子どもの人数）

_____ 人（述べ人数 _____ 人）

問2 事業実施の中で、利用者の子どもの背景に以下(1)～(3)に該当することがあります。ある場合には、平成27年度1年間におけるおおよその人数を教えてください。

- | | | |
|-------------|--------------|------|
| (1)生活困窮家庭 | ある（ _____ 人） | ・ ない |
| (2)ひとり親家庭 | ある（ _____ 人） | ・ ない |
| (3)児童虐待対象児童 | ある（ _____ 人） | ・ ない |

それはどのような点から把握されますか？

- (1) 生活困窮家庭(健康面・学習面・社会面・その他 _____)
- (2) ひとり親家庭(健康面・学習面・社会面・その他 _____)
- (3) 児童虐待対象児童(健康面・学習面・社会面・その他 _____)

問3 問2において、1項目でも、ひとりでも「ある」に該当した場合にお尋ねします。

問2(1)～(3)の属性があると気づいた時には、何か対応されましたか。

以下の該当する項目を○で囲んでください。（複数回答あり）

- ・ 特に何もしなかった。
- ・ 相談を受けた。
- ・ 別の機関を紹介した。→可能であれば紹介した機関名を教えてください。
（機関名： _____）
- ・ その他 →可能であれば内容を具体的に

〈 内 容 〉

問4 事業実施の中で、以下の情報を制度上、把握する必要がありますか。

「必要がある」、「必要はない」のどちらかを○で囲み、「必要がある」場合はその人数（把握している場合のみ）と必要な理由を記入してください。

①生活保護受給家庭 必要がある（ 人） ・ 必要はない

〈理由〉

②ひとり親家庭 必要がある（ 人） ・ 必要はない

〈理由〉

③就学援助受給家庭 必要がある（ 人） ・ 必要はない

〈理由〉

④奨学金受給児童 必要がある（ 人） ・ 必要はない

〈理由〉

⑤学力保障・学習支援事業対象者

必要がある（　　人） ・ 必要はない

〈理由〉

⑥要保護児童 必要がある（ 人） ・ 必要はない

(「要保護児童とは」要保護児童対策地域協議会におけるケース児童)

〈理由〉

⑦その他→具体的な項目内容とその人数

＜内容＞ (人)

〈理由〉

問5 支援を行う中で、うまくいった事例のポイントや理由について教えてください。

問6 支援を行う中で、うまくいかなかった事例のポイントや理由について教えてください。

問7 支援（特に貧困家庭の可能性のある家庭の子どもに対する支援）が行われている中での課題について、お聞かせください。

他の機関との連携についてお伺いします。

問8 貴団体において、複数の関係機関と関わる連絡会（連携会議や協議会など）はありますか。どちらかに○で囲んでください。

ある ・ ない

＜ある場合＞ 以下についても、お答えください。

- (1) 会議の名称 ()
- (2) 会議の内容 ()
- (3) 参加機関名 ()
- (4) 開催頻度 ()

※ 会議に関する規定、要綱などがあれば提供ください。

問9 支援を通じて他機関と連携する中での課題はどのようなものがありますか。（今後どのような連携ができればよいかなど。）

今後の「子どもの貧困」に対する支援策についてお伺いします。

問 10 貴団体において、今後、既存事業の拡大や新規事業の実施などにおいて、「子どもの貧困」の解決に向けて、検討されている事業などがありますか。

- ・ 予定がある → よろしければ、どんな内容か教えてください。

く 内 容 〉

- ・ 予定はない

問 11 「子どもの貧困」の解決に向けて、貴団体の意見をお聞かせください。

例：〇〇事業における〇〇について、〇〇の部分において、関係機関と連携をとれば、もっと〇〇できるようになると考え、その連携方策を模索している。

問 12 最後に「子どもの貧困」の解決に向けて、必要な施策についてお聞かせください。

(資料②：インタビューガイド)

【門真市】子どもの生活実態調査（支援機関） インタビューガイド

目的：各支援機関において実施している支援や把握しているニーズを聞きとることで、各支援機関の課題、支援を必要とする子どもやその家族に対する課題、連携体制に関する課題を明らかにし、その対策について検討する。

インタビュー基礎項目：

- ① 子どもの貧困家庭におこなった支援の内容、工夫をされている点について。
(対象機関が特に貧困家庭に特化しての支援をしているわけではなくとも、貧困家庭に行っている支援。また発見やアウトリーチを意識しているなど気にかけている点など)
- ② 日頃、①の支援をおこなっていて足りていないと思われるところ。
- ③ うまくいった例において、そのポイントはどのようなものか。
- ④ うまくいかなかった例において、それはなぜと考えていらっしゃるか。
- ⑤ 対象機関とともに複数機関のかかわる連絡会など存在しているか。存在していれば、その内容、頻度、参加機関名について。
- ⑥ 連携や体制における課題は何と考えるか。
- ⑦ その他、対象機関と関連して、どんな施策があればいいと思われるか。

本報告書は、保育現場、学校現場、地域の支援機関、行政の関係機関の皆さまにアンケート調査、インタビュー調査のご協力をいただきました。ご多忙の中快くお引き受けくださりご協力くださいましたことを、ここに厚くお礼申し上げます。

門真市の子どもの生活実態に関する支援機関調査
報告書

発行年月 : 平成 29 年 3 月
発行者 : 公立大学法人 大阪府立大学
調査研究代表者 山野則子
分析執筆担当者 野々村真希
連絡先 : 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 山野研究室
住所 : 〒599-8531 大阪府堺市中区学園町 1-1
電話・FAX : 072-254-9783
E-mail : yamano@sw.osakafu-u.ac.jp

